厚生労働行政推進調查事業費補助金 (障害者政策総合研究事業(身体·知的等障害分野))

障害認定基準および障害福祉データの 今後のあり方に関する研究

平成 29 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 飛松 好子

平成30(2018)年 3月

I.	総括研究報告
	障害認定基準および障害福祉データの今後のあり方に関する研究・・・・・・・・1
	飛松 好子、岩谷 力、江藤 文夫、伊藤 利之、北住 映二、有賀 道生、野々山 恵章、 上村 鋼平、西牧 謙吾、北村 弥生、今橋 久美子、寺島 彰、山田 英樹
II.	分担研究報告
	1. 原発性免疫不全症候群の認定基準策定に関する研究・・・・・・・・・・7
	野々山 恵章、上村 鋼平
	(資料)一次調査案
	2. 脊髄損傷による排尿障害の認定基準策定に関する研究(調査票)・・・・・・・ 11
	2. 有脚頂易による排水障害の心化室中水足に関する明元(胸重宗)・・・・・・ 11 飛松 好子
	3. 全国在宅障害児者の推計値と障害者手帳交付台帳登載数の変遷・・・・・・・ 19
	北村 弥生
	4. 市区町村における障害者手帳交付台帳等の管理・運用に関する現況調査・・・・・ 39
	4. 団体の内における障害有手帳文内古帳等の管理・運用に関する死の調査・・・・ 39 今橋 久美子、北村 弥生、飛松 好子、岩谷 力、竹島 正、竹田 幹雄
II	I. 研究成果の刊行に関する一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・47

平成 29 年度

厚生労働行政推進調查事業費補助金 障害者政策総合研究事業(身体・知的分野)

総括研究報告書

障害認定基準および障害福祉データの今後のあり方に関する研究

研究代表者 飛松 好子 国立障害者リハビリテーションセンター

研究分担者 岩谷 力 長野保健医療大学

研究分担者 江藤 文夫 国立障害者リハビリテーションセンター

研究分担者 伊藤 利之 横浜市総合リハビリテーションセンター

研究分担者 野々山恵章 防衛医科大学校

研究分担者 北住 映二 心身障害児総合医療療育センター

研究分担者 有賀 道生 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

研究分担者 上村 鋼平 東京大学大学院

研究分担者 西牧 謙吾 国立障害者リハビリテーションセンター病院

研究分担者 北村 弥生 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

研究分担者 今橋久美子 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

研究協力者 寺島 彰 日本障害者リハビリテーションセンター

研究協力者 山田 英樹 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

研究要旨: 本研究では、最新の医学的知見と各種要望等を踏まえた身体障害者認定基準見直しの具体案を提言するとともに、障害福祉データの利活用を推進することを目的とし、「認定分科会」と「データ分科会」から構成される。

平成29年度は、「認定分科会」では、原発性免疫不全症候群と排泄障害について検討を開始した。原発性免疫不全症候群については、生活機能の制限と医学的指標の関係を示した研究は国内外にないことから、国内の患者数の把握を兼ねた調査計画を準備した。

脊髄損傷による排泄障害については、過去 5-15 年の間に国立障害者リハビリテーションセンター病院に入院した関東地方在住の脊髄完全損傷者 150 名を対象として、排泄に関する調査を実施した。

「データ分科会」では、障害福祉データの利活用の推進に資するために全国在宅障害児者 実態調査による障害者数の推計値と福祉行政例(あるいは衛生行政例)による障害者手帳交 付台帳登載者数の経年変化を比較し、視覚障害・聴覚障害はわずかに減少しているが、肢体 不自由・内部障害では過去 10 年間に約 10%の増加があり、療育手帳所持者、精神保健福祉 手帳交付数は約 2 倍に増加していることを明らかにした。この結果から、障害の種類による 詳細統計の必要性が示唆された。

また、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳交付台帳登載者情報を1,741 市区町村がどのように管理しているかを質問紙法により調査し、1,168 (67%) か所から回答を得た。98%は電子媒体で台帳情報を管理し、96%は動態情報と突合しているが、88%は更新した情報を都道府県と共有していないことが明らかとなった。

A. 研究目的

昭和24年(1949年)に成立した身体 障害者福祉法は、身体障害者の更生、す なわちリハビリテーションを基本的な目 的とし、障害の認定と等級評価は医学的 に解剖学レベルでの機能の損失を評価す ることで、認定の公平を期した。

制定時には「職業的能力が損傷されている」ことが身体障害者の定義に含まれ、職業復帰が目的とされたが、内部障害が追加された昭和42年改正では法の目的も改められ、職業復帰のみを目的としているのではないことを強調した。その後、法の目的は単なる社会復帰ではなくより広く自立と社会参加を目指すものへと変化している。さらに、現在では障害者の自立支援については障害者総合支援法により、各種サービスの個別支援計画において、個々に日常生活や社会活動に即したアセスメントが実施され、障害程度区分が普及し、障害手帳等級の意義は

変化しつつある。

本法律の制定後65年を経て、疾病構造の変化、社会生活環境の変化、著しい医学・医療技術の進歩に応じて、対象障害の追加、認定基準の見直しが必要とされ、21世紀に入ってからは身体障害者認定のあり方に関する研究が断続的になされてきた。

本研究では、最新の医学的知見と各種 要望等を踏まえた身体障害者認定基準見 直しの具体案を提言するとともに、障害 福祉データの利活用を推進することを目 的とする。平成29年度は、原発性免疫不 全症候群と排泄障害について検討を開始 した。「データ分科会」では、障害福祉データの利活用の推進に資するために全国 在宅障害児者実態調査および行政データ など既存の各種調査・データの実績・課 題の整理を開始した。

B. 背景と研究方法

1) 原発性免疫不全症候群

HIV による免疫不全症候群については 認定基準が定められ、身体障害者手帳が発 行されている。原発性免疫不全症候群につ いても認定基準策定が試みられたが、疾患 の多様性により医学的な認定基準を設定 することができなかった歴史的経緯があ る。そこで、HIV の認定基準策定から約20 年を経て、医学の発展により、原発性免疫 不全症候群について明快な医学的指標に よる認定基準が設定できるか否かを明ら かにすることを本分担研究の目的とする。 具体的には、原発性免疫不全症候群の診断 を得ている患者を対象とした調査を、医療 機関を介して実施し、患者の生活機能制限 と医学的指標が安定した関係を持つか否 かを明らかにし、認定基準が作成できるか 検討する。

平成29年度には、原発性免疫不全症候群の医学的指標と患者のニーズに関するこれまでの研究状況を文献から整理する。また、原発性免疫不全症候群に関する厚労科研研究班(厚生労働科学研究費 難治性疾患等政策研究事業「原発性免疫不全症候群の診断基準・重症度分類および診療ガイドラインの確立に関する研究(H29-難治等(難)-一般-013)(研究代表者:野々山恵章))で実施した904 医療機関を介した質問紙法による調査におけるADLと医学的指標に関する結果が本研究に活用できるかを確認する。

2) 脊髄損傷による排泄障害

認定基準の対象になっていないが排泄

障害がある脊髄損傷患者の実態を明らかにするために、質問紙法による調査を国立障害者リハビリテーションセンターの「障害者の排便排泄に関する臨床的検討委員会」の協力を得て行った。対象は、過去5-15年の間に国立障害者リハビリテーションセンター病院に入院した関東地方在住の脊髄完全損傷者150名とした。

3) 全国障害児者調査の推計値と障害者 手帳交付台帳登載数の変遷

昭和25年に開始された身体障害児者実態調査と昭和34年に開始された知的障害児者基礎調査は、平成23年に合体され、さらに精神障害、その他の「谷間の障害のある者」を対象とした「生活のしづらさなどに関する調査」(全国在宅障害児者調査)に改編された。今後の全国在宅障害児者調査のあり方を検討するために、本分担研究では、過去の全国障害児者調査による手帳所持者の推計値と障害者手帳交付台帳登載数(福祉行政報告、衛生行政報告)の変遷を比較した。

また、これらの知見を基に、平成28年 度調査結果公表にあたり、欠損値の扱いお よび表作成について厚生労働省に協力し た。

4) 市町村における障害者手帳交付台帳 等の管理・運用に関する現況調査

市区町村における情報の管理・運用方 法について、全国的な状況は明らかでな く、障害者手帳の所持者実数の詳細や、 支援サービスの利用実態の把握が困難である。そこで本研究では、全国の1,741市区町村を対象として、障害者手帳交付台帳等の管理・運用システムの導入状況や他の制度とのデータ連携に関する調査票を郵送配付し、1,168(67%)から回答を得た。

(倫理面への配慮)

排泄障害については、担当する研究分 担者および研究協力者の所属機関におい て研究倫理審査委員会の承諾を得て研究 を実施した。

市町村を対象とした調査については、 研究代表者と担当する研究分担者の所属 機関において研究倫理審査委員会に申請 し、個人情報を対象としていないため 「非該当」の結果を得た。

C. 研究結果及び考察

1) 原発性免疫不全症候群

文献調査により、患者の生活機能と医学的指標との関係に関する先行研究は国内外に確認できなかった。また、入手した先行研究のデータから生活機能の制限と医学指標の関係を示すことも困難であることを確認した。そこで、平成30年度に患者の生活機能制限に関する実態把握と患者の概数把握するための調査を実施することとした。平成29年度には、患者数を把握するための一次調査票案の作成、患者実態を詳細に把握するための二次調査案の作成を行った。また、調査対

象とする病院リストの作成方法を検討した。

2) 脊髄損傷による排泄障害

発送した 150 通のうち、住所不明 19 通、回収 61 通(回収率 46.6%)であっ た。集計は平成 30 年度に実施する。

3)全国在宅障害児者調査の推計値と障害者手帳交付台帳登載数の変遷

下記の6点が明らかになった。①身体 障害では、手帳交付台帳登載数が推計値 を上回るのには、どの障害の種類でも制 度開始から10年以上を必要とした。②障 害の種類により障害者手帳所持者数の変 化のパターンには違いがあった。a)障害 者手帳交付台帳登載数と全国調査推計値 の差は、視覚障害と聴覚障害以外の身体 障害では広がる傾向にあった。b) 過去 10 年間の人数変化は、身体障害者手帳所持 者のうち視覚障害と聴覚障害はわずかに 減少し、肢体不自由と内部障害は1割増 加なのに対し、療育手帳所持者と精神保 健福祉手帳所持者は約2倍の増加であっ た。③精神保健福祉手帳1級所持者での み推計値が台帳登載数を上回った。 ④23 年生活のしづらさなどに関する調査では 3 障害(聴覚障害、肢体不自由、内部障 害)で推計値が減少したが、28年同調査 では18年までの変化水準に回復した。

4) 市町村における障害者手帳交付台帳 等の管理・運用に関する現況調査

市区町村における障害者手帳交付台帳情報の管理については、①専用システム

を導入し、住基システムにおける死亡や 転出の情報が自動的に反映されている、 ②都道府県から紙媒体で市区町村に送ら れた決定内容や住基システムの情報を手 動で入力している、③動態を全く確認し ていない、の3つのパターンがあった。 管理方法は全国一様ではないものの、回 答のあった自治体のうち、98%は電子媒 体で台帳情報を管理し、96%は動態情報 と突合しているが、88%は更新した情報 を都道府県と共有していないことが明ら かとなった。

D. 結論

1) 原発性免疫不全症候群

現在、国内で把握できる原発性免疫不 全症候群患者を診療する医療機関は904 であることを確認した。

2) 脊髄損傷による排泄障害

障害認定を受けていないが認定基準に 相当する排泄機能がある脊髄損傷者の生 活機能制限に関するデータを得た。

3) 全国障害児者調査の推計値と障害者 手帳交付台帳登載数の変遷

全国調査の推計値と障害者手帳交付台 帳登載数の変遷を比較した結果、両者の 差異のパターンは、身体障害内の障害種 別あるいは等級により異なることが明ら かになった。また、「生活のしづらさなど に関する調査」の結果の妥当性と安定性 を確保するための検討を継続する必要が あると考えられた。

4) 市町村における障害者手帳交付台帳等の管理・運用に関する現況調査

1,741 中 1,166 市区町村から回答を得て (67%)、管理方法には3パターンがあるが、ほとんどが電子媒体で台帳情報を管理し、動態情報と突合していることが明らかとなった。

E. 研究発表

1) 国内

原著論文による発表 0件 口頭発表 4件 それ以外 (レビュー等) の発表 3件 2) 国外

原著論文による発表 0件 ロ頭発表 1件 それ以外 (レビュー等) の発表 0件

そのうち主なもの(それぞれ5件以 内、著者名は全て記入し、班員名には下

・論文発表

線を引く。)

- 1. 北村弥生. 障害者に関する国内の全国調査. リハビリテーション研究. 171:29-32, 2017.
- 2. 北村弥生,岩谷力. 平成 23 年生活のしづらさなどに関する詳細統計. リハビリテーション研究. 172: 32-35, 2017.
- 3. <u>北村弥生</u>第 17 回 国連障害統計に関するワシントングループに出席して. 国リハニュース. 363: 9-10, 2018.

• 学会発表

- 1. 北村弥生. 療育手帳を持たずに発達障害の診断がある者の実態:平成23年生活のしづらさなどに関する調査(厚生労働省). 日本保健医療社会学会. 京都. 2017-06.
- 2. 北村弥生. 生活のしづらさなどに関する調査の詳細統計作成: 若年発生の肢体 不自由者の年齢別 ADL と成人の活動. 日本特殊教育学会. 名古屋. 2017-09.
- 3. <u>Kitamura, Y.</u> Detailed statistics of "Survey on persons with difficulties in daily lives" in 2011 Japan: special view on non-registered persons with autistic disabilities. International Association for the Scientific Study of Intellectual and Developmental Disabilities 2017 4TH ASIA-PACIFIC REGIONAL CONGRESS Bangkok, Thai, 2017-11.
- 4. 今橋久美子, 北村弥生, 岩谷力, 飛松 好子. 障害者手帳交付台帳等の管理・運 用に関する現況調査. 日本リハビリテー ション連携科学会. 2018-03.
- F. 知的所有権の出願・取得状況 (予定を含む。) 無し

平成 29 年度

厚生労働科学行政推進調查事業費補助金 障害者政策総合研究事業(身体·知的分野)

分担研究報告書

原発性免疫不全症候群の障害認定基準のあり方に関する研究

研究分担者 野々山 恵章 (防衛医科大学 小児科) 研究分担者 上村 鋼平 (東京大学大学院 情報学環)

研究要旨:原発性免疫不全症候群患者の身体障害認定基準案のあり方に関して研究を行った。今年度は患者実態の把握、生活機能低下と医学的指標の関係を明らかにすることを目的とした患者調査についてその必要性と調査内容について検討した。文献調査では、これまで患者の生活の支障を解析したデータが存在せず、新規に患者調査を行う必要性がある事が判明した。そこで、患者全数調査を行う事とし、国内患者が受診している医療機関のデータを収集した。また患者数と疾患を把握するための一次調査案、患者実態を詳細に把握し生活機能低下と医学的指標の関係を明らかにするための二次調査案を策定した。また、患者会が行った患者アンケートの策定に協力した。

A. 研究目的

原発性免疫不全症候群の身体障害認定について、医学的指標による認定基準が設定できるか否かを明らかにし、できるのであれば認定基準案を策定することを、本分担研究の目的とする。

B. 背景と研究方法

背景として、HIV による免疫不全症候群については認定基準が定められ、身体障害者手帳が発行されているが、先天性免疫不全症候群についても認定基準策定が試みられたが、疾患の多様性により医学的な認定基準を設定することができなかった歴史的経緯がある。そこで、約20年を経て、医学

の発展により、明快な医学的指標による認定基準が設定できるか否かを明らかにし、できるのであれば認定基準案を策定する。 具体的には、原発性免疫不全症候群の診断を得ている患者を対象とした調査を、医療機関を介して実施し、患者の生活機能制限と医学的指標が安定した関係を持つか否かを明らかにし、認定基準が作成できるか検討する。

研究方法としては、平成29年度には、原発性免疫不全症候群の医学的指標と患者のニーズに関するこれまでの研究状況を文献から整理する。また、原発性免疫不全症候群に関する厚労科研研究班(厚生労働科学研究費 難治性疾患等政策研究事業 研究

課題名「原発性免疫不全症候群の診断基準・重症度分類および診療ガイドラインの確立に関する研究 (H29・難治等(難)・一般・013)、研究代表者:野々山恵章)で実施した904 医療機関を介した質問紙法による全数調査結果を入手し生活の支障の視点からデータ解析を行う。

さらに、患者会の協力を得て、会員の疾病名を把握するとともに、会員が受診している医療機関を把握し、アンケート調査送付先の基礎データとする。

原発性免疫不全症候群の診断を得ている 患者を対象とした全数調査を医療機関を介 して実施して、患者の ADL と医学的指標が 安定した関係を持つか否かを明らかにし、 認定基準策定の基礎データとする。

本年度はその準備として、アンケート調査一次調査案、二次調査案を策定する。またアンケート送付先として、原発性免疫不全症候群に関する厚労科研研究班で実施した904 医療機関、患者会会員が受診している医療機関、原発性免疫不全症候群データベースであるPIDJ(原発性免疫不全症候群医療関係者用サイト)に登録された医療機関、厚生労働省指定難病の臨床調査個人票に登録された医療機関を対象とし、患者調査に漏れが無いようにする。

また、患者会が独自に行う会員の生活の 支障を含めたアンケート調査内容について、 数値化可能になるように協力する。

(倫理面への配慮)

担当する研究分担者および研究協力者の 所属機関において研究倫理審査委員会の承 諾を得る。個人情報保護には指針を遵守し 充分な配慮を行う。

C. 研究結果

平成29年度は、認定基準案策定のために 行うアンケート調査の実施に必要な基礎データを収集した。

文献調査を行ったところ、患者の生活機能と医学的指標との関係に関する先行研究は国内外を含めてこれまでに存在しない事を確認した。また、原発性免疫不全症候群に関する厚労科研研究班が行った全数調査のデータを入手した。生活機能低下と医学的指標の関係のデータは十分ではなく、新規に調査する必要性が示された。

そこで、患者実態を把握するためのアンケート調査を行う事とし、アンケート調査送付先を検討した。患者会の協力により会員が受診している医療機関には、全数調査に含まれていない医療機関が存在することが判明した。そこで全数把握をするためには、厚労科研研究班で実施した904 医療機関に加え、患者会会員が受診している医療機関、PIDJに登録された医療機関、臨床調査票に記載された医療機関も含める必要があると考えられたため、調査対象とする医療機関リストを作成した。

患者の生活機能制限に関する実態把握のために、患者数と疾患を把握するための一次調査案、患者実態を詳細に把握し生活機能低下と医学的指標の関係を明らかにするための二次調査案を策定した。

また、患者会である PID つばさの会による会員約 200 名を対象としたアンケートの 策定に協力した。117 名から回答が得られた。全数調査に活用できるデータが得られた。

D. 考察

身体障害認定基準を策定するに当たり、 原発性免疫不全症候群患者の患者実態、生 活機能低下と医学的指標の関係を明らかに するための全数調査が必要であると考えら れた。

全数調査の調査票送付先としては、厚労 科研研究班で行われた調査データ、患者会 会員の受診データ、PIDJ データ、指定難病 臨床調査個人票から医療機関を選定する事 で全数把握ができると考えられた。

一次調査票案、二次調査票案を策定したが、患者会で行った調査の結果を踏まえることと、統計解析の側面からみて認定基準 案策定の根拠となるデータが得られるかについてさらに検討し、調査票の最終案を策定する予定である。

また、本調査によって得られる原発性免疫不全症候群患者の実態および生活の支障に関するデータはこれまでに存在しないことから、身体障害認定基準案の策定のために有意義な研究内容となると考えられた。

E. 結論

患者実態を把握し生活機能低下と医学的 指標の関係を明らかにするためのアンケー ト調査の実施に必要な基盤データを構築し た。

F. 引用文献

なし

G. 研究発表

1) 国内

原著論文 0件

口頭発表 0件

それ以外 (レビューなど) 0件
 2) 国外
 原著論文 0件
 口頭発表 0件
 それ以外 (レビューなど) 0件

原発性免疫不全症候群(PID)患者 身体障害者認定基準作成のための全国調査一次調査票

	施設名
	施設内免疫不全担当医師名
	連絡先 e-mail
	電話 FAX 記入医師名
	(調査結果などの情報提供を行う予定ですので、免疫不全担当医師およびその連絡先等をご記入ください。)
	発性免疫不全症候群(PID)の身体障害者認定基準作成を予定しています。全国の患者を把握する必要があります。 設において以下の原発性免疫不全症(PID)と診断されている <u>全症例数</u> を記載してください。
1.	X 連鎖重症複合免疫不全症(X-SCID) <u>症例数</u> : 共通γ鎖欠損(例)、その他(例)、不明(例
2.	その他の複合免疫不全症(CID) <u>症例数</u> : (例)
3.	ウィスコット・オルドリッチ(Wiskott-Aldrich)症候群(WAS) <u>症例数</u> : (例)
4.	毛細血管拡張性運動失調症(A-T) <u>症例数</u> : (例)
5.	胸腺低形成(DiGeorge 症候群、22q11.2 欠失症候群) <u>症例数</u> : (例)
6.	高 IgE 症候群 <u>症例数</u> : (例)
7.	X 連鎖無ガンマグロブリン血症(XLA) <u>症例数</u> : (例)
8.	分類不能型免疫不全症(CVID) <u>症例数</u> : (例)
9.	高 IgM 症候群(HIGM) <u>症例数</u> : (例)
10). IgG サブクラス欠損症 <u>症例数</u> :
11.	. チェディアック・東(Chédiak-Higashi)症候群(CHS) <u>症例数</u> : (例)
12	2. 重症先天性好中球減少症(SCN) <u>症例数</u> :
13	3. 周期性好中球減少症(CyN) <u>症例数</u> :
14	慢性肉芽腫症(CGD) <u>症例数</u> :
15	5. メンデル遺伝型マイコバクテリア易感染症(MSMD) <u>症例数</u> : (例)
16	3. 慢性皮膚粘膜カンジダ症(CMCD) <u>症例数</u> : (例)
17	7. その他の原発性免疫不全症 (例:疾患名) (例:疾患名)

ご協力ありがとうございました。

「脊髄損傷者の排泄が生活に及ぼす影響」に関する調査 依頼書

アンケートへのご回答のお願い

突然のお願いで失礼いたします。

この度脊髄損傷、頚髄損傷の方の排泄に関して調査することといたしました。皆様ご存じのように脊髄損傷、頚髄損傷には「膀胱直腸障害」という脊髄を損傷したことによる排泄の障害が生じます。そのために自己導尿をしたり、座薬や下剤を使った排便が必要になってきます。

失禁を恐れておむつを使ったりする一方で、尿が溜まってきたのに排尿することができないということがあります。そのことによって自律神経過反射(汗が出たり頭痛がしたり、鳥肌が立ったり、血圧が上昇したりします)を起こすことがあります。排便に何時間もかけるという方もいらっしゃいます。一旦下痢をすると失禁するという方が殆どです。

このようなことから、排泄に時間を取られたり、外出を控たりと生活に支障をきたす ことも多いかと思います。

そこでこの度国立障害者リハビリテーションセンターリハビリテーション科医師飛松 好子を研究代表者として、脊髄損傷者の排泄に実態調査を行うこととしました。

研究協力についての説明書をお読みになり、研究にご協力いただける場合には研究協力 の同意書にご署名下さい。

ご回答いただいたアンケート用紙とともにご返送下さるようお願い申し上げます。

もしも誤って同意書のみをご返送された場合には再度アンケート用紙をお送りします。 その後ご返送がない場合には同意を撤回されたものと見なします(説明書にも書きましたが、そのことによって何らかの不利益が生じることはありませんのでご安心下さい。)

ご回答いただいたアンケート用紙のみをご送付いただいた場合には再度同意書をお送りいたしますので、ご返送下さい。同意書のない場合には、貴重なご回答内容を破棄することとなりますので、同意書と回答用紙とを合わせてお送り下さいますようお願いいたします。

以上よろしくお願い申し上げます。

国立障害者リハビリテーションセンターリハビリテーション科医師 飛松好子

研究協力についての説明書

「脊髄損傷者の排泄が生活に及ぼす影響」に関するアンケート調査へのご協力のお願い

調査目的; 脊髄損傷となられた方は「膀胱直腸障害」という脊髄を損傷したことによる 排泄の障害が生じます。そのことによって時間を取られたり、外出を控えるなどの生活 への影響が考えられます。どのような、そしてどのくらい生活に影響しているのかを調 べるのが本調査の目的です。この調査結果に基づき、必要な対策を提言します。

調査対象; 当院泌尿器科におかかりの脊髄完全損傷、頚髄完全損傷の方で、20 歳以上 70 歳未満、脳損傷や、切断等、重複して障害のない方を対象としています。

お願いすること;同封するアンケートにお答え下さい。調査結果が研究のこと以外の目的で使用されることはありません。発表の際には個人が特定できない形で発表いたします。将来同じ様な研究を行うときに集められたデータを個人が特定できない形で再利用することがあります。

同意書と回答用紙の両方をお送り下さい。一方のみの場合には貴重な回答を利用することができませんので、両方を送って下さるようお願いいたします。

研究協力について;この研究の趣旨をご理解いただき、ご協力いただける方は同意書へのご署名をお願いいたします。回答用紙にもご氏名の記載をお願いいたします。送られてきた回答用紙は他の方のデータと合わせたファイルとなり、個々人のデータを抜くことはいたしませんのでご承知おきください。

排泄に関する質問であり、ご不快になられることもあろうかと思いますが、ご容赦下さい。その場合にはご回答いただかなくとも構いません。

尚、この調査にご協力いただけなくとも不利益を受けることはありませんのでご安心下 さい。

調査に当たっての危険性、不利益について;調査に当たって身体的危害や社会的不利益が生じることはありません。排泄に関する質問であり、ご不快になられる方もあろうかと思います。その場合にはご回答を中止して下さい。

ご回答いただいたアンケート用紙は国立障害者リハビリテーションセンター総長室の鍵のかかるキャビネットに保管し、持ち出しません。回答用紙は氏名欄と回答欄を切り離し、別々に保管します。パソコン上にデータ入力する際は、ケース番号にして匿名化(どのデータが誰のものかをわからなくすること)します。カルテ内容と関連づける都合上、アンケートにはお名前を記載していただきます。ケース番号と個人名とを関連づけるためのデータファイルは別個に作成し、別に保存します。ファイル上、直接に個人が特定されることはありません。個人情報の管理には十分注意いたします。

10年間の保存期間後、破壊、破棄します。

関連づけるカルテ内容は、診断名、損傷レベル、投薬内容、検査結果です。

調査結果の使われ方について;本研究の成果は研究報告書として発行するほか、学会、報告会、論文等によって公表されることがあります。すべて個人を特定できない形で統計学的に処理し、個人のデータが外部に公表されることは一切ありません。なお本研究は、国立障害者リハビリテーションセンター倫理審査委員会の承認を受けております。

研究費の出所と利益相反;この研究の費用は、「厚生労働行政推進調査事業費」から出されています。利益相反はありません。

「脊髄損傷者の排泄が生活に及ぼす影響に関する研究」研究班

研究代表者 飛松好子

〈〈本研究に対するお問い合わせ先〉〉

国立障害者リハビリテーションセンター 〒359-8555 埼玉県所沢市並木4丁目1番地 Tel:04-2995-3100 (内線 2000)

メール: tobimatsu-yoshiko@rehab.go.jp

担当:飛松好子

個人情報に関する苦情の申し立て先

国立障害者リハビリテーションセンター 企画・情報部 企画課長 西村陽子 04-2995-3100 内線 2140

メール: kikakurinri@rehab.go.ip

脊髄損傷による排せつ障害に関する調査 依頼書

HH F	17 01	、 一 よゝ日日	により	++
わたかく	レー・フレ	ヽてお聞	ואנ	ノエ9~

1. 排尿	見行為(トイレに	行く、衣服の着腕	色、尿を	舎てる、	尿器を	洗うなど)	を自分でで
きますか	<i>i</i>						
(1)	すべてできる		(2)	トイレの	の行きタ	来を介助し	てもらう
(3)	衣服の着脱を介	助してもらう	(4)	尿を捨て	ててもら	うう	
(5)	尿器を洗っても	らう	(6)	排尿動作	乍を介見	めしてもら	う
(7)	カテーテル留置	(膀胱瘻を含む)	(8)	収尿器(の付け	替え おおし かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	
(9)	おむつ替え						
(10)	その他 {				}		
0 > 4	いいはじのとこと	4月1 マハナナユ	(a)1/-	はよっょ	n+ +	ン・アナン語グ	アナン
	ごんはどのように						, L 5 \(\frac{1}{2}\)
	自然排尿 (2)				\ \ \		
	自己導尿 (5)						
	膀胱瘻設置(8)			(9)	<i>₽</i> 06	つつに失禁	
(10)	その他 {		}				
3. どこ	で排尿しますか						
(1)	ベッド上 (2) 車椅子上	(3)	自室			
(4)	トイレ (5) 浴室 (6) その)他()
(7)	バルーン留置	おむつ					
4	引はどのように排	尿していますか?	当ては、	まろもの	をすべ	てお選び下	ラ さい
(1)		、 (2) 腹を押 [、]				いきむ	
(4)	自己導尿					収尿器	
(7)		(8) 尿器を				反射誘発	
	おむつに失禁				(0)	/X/11/07/1	
	その他 {	(11) 1/1/1/1	}				
5. 外出	出時はどのように	排尿していますか	??当て!	はまるも	のをす	べてお選び	が下さい。
(1)	自然排尿 (2)	腹を押す		(3)	۱۷ <u>۹</u>	きむ	
(4)	自己導尿 (5)	バルーン留置] (常時)	(6)	収別	录器	
(7)	膀胱瘻設置(8)	反射誘発		(9)	おも	つつに失禁	
(10)	その他 {		}				

(6) その他(
7. おむつ、パッド等を使っていますか?当てはまるものをすべてお選び下さい。(1) 使ったことはない (2) 外出時使うことあり(3) 夜間使うことあり (4) 常時使っている。
 8. この1ヶ月、排尿を理由に仕事を休んだり、外出を控えたりしたことがありますか?当てはまるものを一つお選び下さい。 (1) なかった (2) 1回あった (3) 2回あった。 (4) 3回あった (5) 4回以上あった
9. この1ヶ月、尿路感染(尿がいつもより濁る、熱が出る)を起こしましたか? (1) なかった (2) 1回あった (3) 2回以上あった
 10. 1回の排尿にどのくらいの時間がかかりますか? (準備から後始末までの時間) (1) 10分以内 (2) 10~20分 (3) 20~30分 (4) 30分以上 (5) その他
 11. この1ヶ月、尿失禁(おむつや下着が尿で濡れること)がありましたか。 (1) なかった (2) 1回あった (3) 2回あった。 (4) 3回あった(5) 4回以上あった
12. あなたにとって排尿にまつわることはどのくらい煩わしいですか?(1) 特に煩わしくはない (2) 少し煩わしい(3) 煩わしい (4) とても煩わしい
13. あなたは尿失禁について不安ですか?(1) 不安はない (2) 少し不安である。

6. ふだん一日に何回ぐらい排尿しますか?バルーン留置の時間帯は、開放回数と抜去

を排尿回数と数えて下さい(例1:3回自己導尿、バルーン留置時3回開放、バルーン

抜去の場合、計7回. 例2:3回自己導尿、バルーン留置開放のまま抜去 計4回)。

(1) 0回 (バルーン留置、膀胱瘻、収尿器等) (2) 1~3回

(3) $4 \sim 6 回$ (4) $7 \sim 9 回$ (5) 10 回以上

(3)	不安である	(4)	とても不安で	ある。			
排便につ	ついてお聞き	します。					
14. 排便	更行為(トイ)	レに行く	、衣服の着脱	、座薬	を入れる、	排便する、おしり	りを拭くな
ど)を自	分でできまっ	すか?					
(1)	すべてできる	3	((2)	トイレの行	テき来を介助して ^で	もらう
(3)	衣服の着脱る	を介助し	てもらう ((4)	排便を介具	カしてもらう	
(7)	人工肛門						
(8)	その他	{			}		
15. ふた	ごんはどのよ	うに排便	更していますか	・?当て	はまるもの	りをすべてお選び ⁻	下さい。
(1)	自然排便	(2)	腹を押す	(3)) いきむ	· S	
(4)	自己摘便	(5)	肛門周囲刺激	(6)	刺激标	奉使用	
(7)	座って出るの	のを待つ) (8) 他和	皆による	介助		
(9) 7	この他 {		}				
16. 他者	針による排便 の	介助はと	ごなたに頼んで	います	か?		
(1)	家族 (2) 訪	問看護師 (:	3) ^	、 /レパー		
(4)	その他 ()	(5)	頼んでない	
17. どこ	こで排便しま ^っ	ナか					
(1)	ベッド上	(2)	シャワーキャ	リー上	(3)	トイレの便座上	
(4)	自室	(5)	トイレ		(6)	浴室	
(7)	その他(,)		
18. 何時	持 排便しますが	ð>?					
(1)	休日昼間	(2)	休日夜間 ((3)	平日昼間		
(4)	平日夜間	(5)	その他 ()
(6)	決まってない	<i>(</i>)					
19. 排便	更にどのくらい	い時間が	ぶかかりますか	? (準	備から後ぬ	台末までの時間)	
(1)	30分以内	(2)	1時間	(3)	$1 \sim 2$	時間	
(4)	2~3時間	(5)	3~4時間	(6)	4時間	以上	

20. 排便にお薬を使いますか
(1) 使わない (2) 時々使う (3) 毎回使う
21. どのようなお薬を使いますか?
(1) 飲み薬 (2) 座薬 (3) 浣腸液
(4) その他 () (5) 使わない
21. 旅行等外出時はどのように排便していますか?当てはまるものをすべてお選び下る
V _o
(1) 自然排便 (2) 腹を押す (3) いきむ
(4) 座薬使用 (5) 肛門周囲刺激 (6) 刺激棒使用
(7) 人工肛門 (8) 自己摘便 (9) 他者による介助
(10) その他 { }
22. 人工肛門設置以外の方にお聞きします。ふだん何日に一回ぐらい排便しますか?-
つだけお選び下さい。
(1) 毎日 (2) 1日おき (3) 週2~3回(4) 週1日 (5) 7 k N L
(4) 週1回 (5) それ以上
23. おむつ、パッド等を使っていますか?当てはまるものをお選び下さい。
(1) 使ったことはない (2) 外出時使うことあり
(3) 夜間使うことあり (4) 常時使っている
24. この1ヶ月、排便を理由に仕事を休んだり、外出を控えたりしたことがあります
か?当てはまるものを一つお選び下さい。
(1) なかった (2) 1回あった (3) 2回あった
(4) 3回あった(5) 4回以上あった
25. この1ヶ月、便失禁を起こしましたか?
(1) なかった (2) 1回あった (3) 2回以上あった
26. 便失禁を起こしたときに自分で始末ができますか?
(1) できる (2) できない
(3) その他(

便失禁したと	こきの始末に	は誰に頼み	メますか	?	
自分ででき	きる (2)	家族	(3)	訪問看護師	
ヘルパー	(5)	その他	()
+ 4.4.1-1.	マ批伍に	ナーショファ	- 1.54.18	n/2, 1, 1, 1, 1, 2, 2	
特に煩わし	しくはない	(2)	少し煩	わしい	
煩わしい		(4)	とても	頁わしい	
かたけ便生を	*について	不安ですか	7 9		
				-	
不安である	5 (4)	とてもイ	が安であ	5	
かご意見がね	らればお書き	き下さい。			
)4 01340 a 0				
ご協力をあり)がとうご	ざいました	-0		
{		}			
	自かな ちゅう ない おり ない ない ない ない ない ない ない ない ない かい ない まい かい ない まい かい かい ちゅう かい ちゅう かい ちゅう かい ちゅう かい ちゅう かい ちゅう かい かい しゅう かい	自分でできる (2) ヘルパー (5) あなたにとって排便に 特に煩わしくはない 煩わしい なたはない (2) 不安である (4) かご意見があればお書き ご協力をありがとうご。	自分でできる (2) 家族 ヘルパー (5) その他 あなたにとって排便にまつわるこ 特に煩わしくはない (2) 煩わしい (4) なたは便失禁について不安ですが 不安はない (2) とても不 不安である (4) とても不 かご意見があればお書き下さい。	自分でできる (2) 家族 (3) ヘルパー (5) その他 (あなたにとって排便にまつわることはどの 特に煩わしくはない (2) 少し煩症煩わしい (4) とても外 なたは便失禁について不安ですか? 不安はない (2) 少し不安である 不安である (4) とても不安であるかご意見があればお書き下さい。	あなたにとって排便にまつわることはどのくらい煩わしいですか? 特に煩わしくはない (2) 少し煩わしい 煩わしい (4) とても煩わしい なたは便失禁について不安ですか? 不安はない (2) 少し不安である 不安である (4) とても不安である かご意見があればお書き下さい。

平成 29 年度 厚生労働科学行政推進調査事業費 障害者政策総合研究事業(身体・知的分野)

分担研究報告書

全国在宅障害児者調査の推計値と障害者手帳交付台帳登載数の変遷

研究分担者 北村 弥生 (国立障害者リハビリテーションセンター研究所)

研究要旨: 本研究では、身体障害児者数に関する厚生労働省による2つ調査結果の経年変 化を比較した。ひとつは福祉行政報告例の身体障害者手帳・療育手帳交付台帳登載者数およ び衛生行政報告例の精神保健福祉手帳交付台帳登載数であり、もうひとつは、身体障害児者 実態調査・知的障害児者基礎調査 (平成23と28年は生活のしづらさなどに関する調査) に よる推計値である。その結果、下記の5点が明らかになった。①身体障害では、障害者手帳 交付台帳登載数(以下、台帳登載数)が推計値を上回るのには、どの障害の種類でも 10 年 以上を必要とした。②障害の種類により障害者手帳所持者数の変化のパターンには違いが あった。a) 台帳登載数と全国調査推計値の差は、視覚障害と聴覚障害以外の身体障害では広 がる傾向にあった。b)過去 10 年間の人数変化は、視覚障害・聴覚障害は減少傾向であった が、肢体不自由・内部障害では約10%増加、療育手帳所持者と精神保健福祉手帳所持者は約 2倍増加であった。c)精神保健福祉手帳 1 級と 3 級所持者では推計値が台帳登載数を上回 った。これらの結果から、以下の2点が示唆された。①身体障害の中でも障害者数の変遷パ ターンに違いがあり、施策のあり方にも違いがあると予測されること。例えば、高齢化に伴 って生じる機能制限は、「視覚障害・聴覚障害」では認定されないが、「肢体不自由・内部障 害」では認定される。②過去 10 年間に、療育手帳所持者数・精神保健福祉手帳所持者数が 著しく増加した理由は認定された障害の種類の増加(発達障害・高次脳機能障害・認知症) が一因であると推測された。障害の種類の内訳や等級による詳細統計の作成・調査項目の見 直し・データに基づいた施策への反映は今後の課題であると考える。

A. 背景と研究目的

本研究では、身体障害児者数に関する厚生労働 省による2つ調査結果の経年変化を比較する。ひ とつは福祉行政報告例の身体障害者手帳交付台帳 登載者数であり、もうひとつは身体障害児者実態 調査による推計値である。

福祉行政報告例(名称の変遷については後述) では、身体障害者手帳新規交付数・変更数は、都道 府県および政令指定都市から厚生労働省政策統括 官(統計・情報政策担当)に毎月報告され年度ごと の集計も公表されている。しかし、障害者白書等 では、身体障害児・者実態調査による推計値を、わ が国の身体障害児者数として使用している。

これは、身体障害者福祉法が制定された当時は、 認定基準に達していても手帳を所持していない場 合が多くいたためと推測される。手帳を所持しな い理由には、①制度を知らないこと、②障害者と いう呼称及び福祉サービスを利用することへの非 差別意識からの抵抗が考えられる。

近年では、死亡時や転居時に手帳を返還しないために、台帳登載数には累積や重複が起こることが知られている。例えば、堺市では、身体障害者手帳交付台帳情報に住民票情報を突合したところ、身体障害者手帳所持者数が41,253(平成22年)から36.998(平成23年)89.7%に減少した1)。

そこで、本研究では、今後の身体障害児者数の 計測に資することを目的とし、「身体障害児・者実 態調査による推計値」と「福祉行政報告例の身体 障害者手帳交付台帳登載者数」の経年変化を比較 する。

また、福祉行政報告例には療育手帳交付台帳登 載数が、衛生行政報告例(厚生労働省)には精神障 害者保健福祉手帳交付台帳登載数が集計されてい る。そこで、厚生労働省による全国知的障害児者 基礎調査および生活のしづらさ等に関する調査 (平成23,28年)による療育手帳所持者数の比較、 および精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数と 生活のしづらさ等に関する調査(平成23,28年) の推計値との比較も行った。

B. 研究方法

調査方法および結果に関する情報は、総務省および厚労省のホームページあるいは都内の図書館で入手した。

(1)身体障害児·者実態調査

身体障害児・者実態調査は統計法による一般調 査であり、身体障害者福祉法第14条「厚生労働大 臣は、身体に障害のある者の状況について、自ら調査を実施し、又は都道府県知事その他関係行政機関から調査報告を求め、その研究調査の結果に基づいて身体に障害のある者に対し十分な福祉サービスの提供が行われる体制が整備されるように努めなければならない。」に基づき、昭和26年からほぼ5年ごとに平成18年まで実施された²⁾。「身体障害児者実態調査」の対象は、「身体障害者手帳所持者」ではなく、「身体に障害のある者」すなわち「身体障害者手帳所持者及び手帳は未所持であるが身体障害者福祉法別表に掲げる障害を有する者」のいる世帯も含まれた。

同調査は、平成23年と28年は、「生活のしづらさなどに関する調査」(厚生労働省)として発展し、障害者手帳の認定に満たない者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者も対象として含めた。しかし、推計値は「身体に障害がある者」ではなく、障害者手帳所持者、発達障害と診断された者、高次脳機能障害と診断された者、難病と診断された者について算出された。しかし、「生活のしづらさなどに関する調査」は統計法による一般調査ではなく、世論調査として実施された³3,4°。

(2) 福祉行政報告例

福祉行政報告例も統計法に基づく一般統計調査である。福祉行政報告例の歴史は明治19年に開始された内務報告例に遡り、昭和13年の厚生省設置に伴い厚生省報告例(社会福祉行政業務報告)として引き継がれた。さらに、昭和25,26,31年に改正が行われた。また、平成12年には衛生行政報告例と分離して福祉行政報告例と改められた。平成9年以降の統計表(CVSファイル)と平成12年以降の「結果の概要」は厚生労働省のホームページから閲覧できる5,6。

部分的改正は各年度にあるが、昭和35年度厚生省報告例(社会福祉行政業務報告)には、都道府県・政令指定都市別に、身体障害者手帳新規交付数・転入数・交付台帳登載数が、障害の種類・年齢(18歳未満群と18歳以上群)で集約された(図1,図2)。

また、都道府県・政令指定都市別及び月別に、身体障害者手帳新規交付数・更生援護取扱件数も集計された(図3,4)。更生援護取扱の内容は、旅客運賃割引証交付枚数・相談指導および措置・補装具交付件数・補装具修理件数・更生医療給付決定数から構成された(図5)。さらに、補装具などの内訳それぞれの申請数、決定数、決定額も集計された(図6)。

昭和45年度には、身体障害者手帳新規交付者について、障害の種類と障害の程度別の人数・障害の原因別人数も示された(図5)。また、更生援護取扱の内訳には、職業、施設、医療保健、生活、その他が追加された。

療育手帳交付台帳登載数は福祉行政報告例に、 都道府県および指定都市別に、障害の程度と年齢 (2区分)が示されており(表1,2)、精神障害 者保健福祉手帳交付台帳登載数は衛生行政報告⁶⁾ に等級別に示されている(表3)。これらの台帳登 載数を、それぞれ全国知的障害児者基礎調査(平成2年~17年)及び生活のしづらさ等に関する調 査(平成23,28年)の推計値と比較した。

図1から図6は、表の項目名の紹介のために転載 したため、個々の文字・数値が判読しづらい点は ご容赦いただきたい。

(倫理面への配慮)

本研究は、公開された統計および調査に関する文献の記載を対象とし、個人情報を扱わない。

C. 研究結果

表4・5および図7・8に、文献およびホームページから得られた身体に障害がある者の全国調査推計値と18歳以上の身体障害者手帳交付台帳登載数を示した。平成23年と28年の推計値は身体障害者手帳所持者に限定された。

身体障害全体では、昭和26年には台帳登載数は 推計値の23.6%であったが、14年後の昭和40年に 初めて上回り、その後は、平成3年と平成23,28年 を除き台帳登載数の割合は前回に比べて増加した。 過去 10 年の推計値を比較すると、身体障害内の 4 障害種別はそれぞれ 1 割増加であったが、療育 手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者では約 2 倍 であった (表 6、図 9)。ただし、精神保健福祉手 帳所持者については台帳登載数で比較した。

昭和35年以降では、台帳登載者数は身体障害の中の障害種別で集計があったため、表7から表10 および図10から図13に、全国調査推計値と台帳登載数の比較を障害種別に示した。障害種別により、推計値および台帳登載者数には特徴がみられた。

台帳登載者数が全国調査推計値を上回ったのは、 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由では制度開始か ら 10 年目の昭和 35 年の調査で、内部障害では制 度開始から 20 年目の昭和 62 年の調査であった。

視覚障害以外では、平成23年の全国推計値の減少が目立ったが、平成28年度の全国推計値では、 平成18年までの変化の水準まで増加した。

① 視覚障害

視覚障害では、全国調査推計値・台帳登載数共 に平成3年が最大、手帳最長登載数の超過率は平 成8年が最大で、その後、全国調査推計値・台帳登 載数・比率共に、基本的に減少傾向であった(表 7、図10)。

② 聴覚障害

聴覚障害では、交付台帳登載数も推計値も昭和62年以降大きな変動はなかったが、平成23年には推計値は平成18年に比べ82.9%に減少した(表8、図11)。

③ 肢体不自由

肢体不自由では、台帳登載数および推計値の伸びは昭和3年以降10%程度あったが、平成23年には3%の減少であった(表9,図12)。

④ 内部障害

内部障害は、昭和 42 年に心臓機能障害と呼吸機 能障害から身体障害の範囲となった。平成 18 年調 査では推計値は台帳登載数の 83.6%であったが、 平成 23 年調査では 67.3%に減少した (表 10, 図 13)。

⑤ 重複障害

身体障害の中での重複障害推計値は昭和 40 年、 平成 18 年に他の年に比べて大きな伸びがあり、平 成 28 年には、昭和 40 年から平成 23 年の平均の 4 倍であった(表 11, 図 14)。一方、福祉行政報 告例には重複障害の台帳登載者数はなかった。

⑥ 知的障害

全国知的障害児者基礎調査による療育手帳所持者推計値と福祉行政報告例による療育手帳交付台帳登載者数を表 12 と図 15 に示した。平成 2 年以降、療育手帳交付台帳登載者数及び推計値は増加を続けていた。

⑦ 精神障害

精神障害者数については、平成23年および28年「生活のしづらさなどに関する調査」による推計値と衛生行政報告例による台帳登載数を表13と図16に示した。さらに等級による変化では、1級と3級については、他の障害および精神障害全体、精神障害2級と異なり、推計値が台帳登載数を上回った。

D. 考察

(1) 障害種別・等級による差

本稿では、身体障害の中でも、障害種別により 障害者台帳登載者数および全国調査による推計値 の変化パターンが異なることを示した。肢体不自 由者と内部障害者の数は増加を続けており、その 理由は、高齢化により発生する障害によると推測 される。障害種別ごとに、障害が発生した年齢お よび原因を確認することは今後の課題である。 一方、療育手帳所持者および精神保健福祉手帳所持者所持者数の増加が著しいのは、発達障害・高次脳機能障害・若年性認知症などの理由で障害者手帳を取得する者が増えたためだと推測される。この点は、さらに詳細な確認を要する。特に、平成28年の精神保健福祉手帳所持者数では、90歳以上の推計値が10,000人(1.2%)であるのに対して、回答者の19.6%が「はじめて手帳を取得した年齢」を「90歳以上」と回答しており吟味を必要とすると考えられる。

等級による差は、精神保健福祉手帳所持者についてのみ比較した。1級と3級では、他の障害種別と違い、全国調査による推計値が台帳登載者数を上回った。

障害種別のさらに詳しい内訳(肢体不自由の内 訳:上肢・下肢など、内部障害の内訳:臓器別)、 等級および性別による台帳登載者数あるいは推計 値の変化を比較することは今後の課題である。

(2) 生活のしづらさなどに関する調査での変化

平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査による身体障害者数の推計値は、4 種類中 3 種類 (聴覚障害、肢体不自由、内部障害)で、それまでの変遷に合わない減少を示した。しかし、28 年同調査結果では、従来の変遷に沿った増加であった。これは、調査の名称が変わったために対象であることの認識が 23 年調査では欠けていたものが、28 年調査では回復したと推測される。

一方、重複障害(身体障害内における)の推計値は、平成28年調査で過去の平均値の4倍に相当したことの原因は不明であり、精査して次の全国調査での改善が期待される。

すべての属性について回答に安定性があるか否かについて、今後の調査における変化傾向にも注意を払う必要があると考える。

E. 結論

身体障害者手帳交付台帳登載数が全国調査推計

値を上回るのには、どの障害の種類でも 10 年を 必要とした。

- ・障害の種類によって、障害者手帳所持者数の変化のパターンには違いがあった。身体障害者手帳交付台帳登載数・全国調査推計値は、視覚障害では昭和62年以降減少し、聴覚障害では昭和62年以降変化はなかったが、肢体不自由・内部障害では増加した。身体障害者交付台帳登載数と全国調査推計値の差は、視覚障害と聴覚障害以外では広がる傾向にあった。
- ・過去10年の手帳所持者数(推計値)の変化 は、視覚障害者と聴覚障碍者では減少しているの に対し、肢体不自由と内部障害では1割増加、療 育手帳所持者と精神保健福祉手帳所持者は約2倍 増加であった。その理由は、発達障害・高次脳機 能障害・認知症による手帳取得者が増えたためと 推測される。
- ・これらのことから、身体障害内、知的障害内、 精神障害内の障害種別および等級による状況把握 と施策立案のための詳細統計が必要と考えられ る。
- ・「生活のしづらさなどに関する調査」の結果の 妥当性と安定性を確保するための検討を継続する 必要がある。

F. 引用文献

1. 堺市 統計資料 障害者手帳所持者数 http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikai go/shogaifukushi/toukei/techoshojisha.html 2. 厚生労働省.身体障害児・者実態調査. http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/108-1.html 3. 厚生労働省. 平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者実態調査). http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/seikatsu_c housa.html

4. 厚生労働省. 平成28年生活のしづらさなどに 関する調査 (全国在宅障害児・者実態調査) www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi _kaigo/shougaishahukushi/shizurasa/h28.html 5. 福祉行政報告例. E-Stat. https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450046&tstat=000001034573

6. 福祉行政報告例. 結果の概要. http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1a.html

G. 研究発表

1) 国内

原著論文 0件 口頭発表 2件 それ以外 (レビューなど) 3件 2)国外 原著論文 0件 口頭発表 1件

それ以外 (レビューなど) 0件

(その他)

- 1. 北村弥生. 障害者に関する国内の全国調査. リハビリテーション研究. 171:29-32, 2017.
- 2. 北村弥生,岩谷力. 平成 23 年生活のしづらさなどに関する詳細統計. リハビリテーション研究. 172: 32-35, 2017.
- 3. <u>北村弥生</u>第 17 回 国連障害統計に関するワシントングループに出席して. 国リハニュース. 363: 9-10, 2018.

• 学会発表

- 1. 北村弥生. 療育手帳を持たずに発達障害の診断がある者の実態: 平成23年生活のしづらさなどに関する調査(厚生労働省). 日本保健医療社会学会. 京都. 2017-06.
- 2. 北村弥生. 生活のしづらさなどに関する調査の詳細統計作成: 若年発生の肢体不自由者の年齢別 ADL と成人の活動. 日本特殊教育学会. 名古屋. 2017-09.
- 3. <u>Kitamura</u>, Y. Detailed statistics of

"Survey on persons with difficulties in daily lives" in 2011 Japan: special view on non-registered persons with autistic disabilities. International Association for the Scientific Study of Intellectual and Developmental Disabilities 2017 $4^{\rm TH}$ ASIA-PACIFIC REGIONAL CONGRESS Bangkok, Thai, 2017-11.

H. 知的所有権の出願・取得状況 (予定を含む) なし

平成28年度末現在

表1 療育手帳交付台帳登載数, 都道府県-指定都市×障害の程度、年齢(2区分)別(1ページ目) 平成28年度 福祉行政報告例 平成28年月 知的 第 4表 療育手帳交付台帳登載数, 都道府県-指定都市×障害の程度、年齢(2区分)別 (報告表 31)

(報告表 31)	総数			A(重 度)			3 (中軽度)		
	総数	18歳未満	18歳以上	A (重 度) 総 数	18歳未満	18歳以上	3 (中軽度) 総数	18歳未満	18歳以上
全 国	1044573	262702	781871	400891	71444	329447	<u>₹₹</u> 643682		452424
北海道	41717	9070	32647	14945	1809	13136	26772	191258 7261	19511
青森県	12609	2352	10257	5012	688	4324	7597	1664	5933
岩手県	11693	1821	9872	4147	638	3509	7546	1183	6363
宮城県	11029	2370	8659	4432	617	3815	6597	1753	4844
秋田県	8928	1482	7446	4432	461	4015	4452	1733	3431
山形県	8439	1393	7046	2801	391	2410	5638	1021	4636
福島県	17473	3857	13616	6128	1073	5055	11345	2784	8561
茨 城 県	21878	5099	16779	10021	1824	8197	11857	3275	8582
栃木県	16456	3878	12578	6557	1100	5457	9899	2778	7121
群馬県	14100	3349	10751	5045	1044	4001	9055	2305	6750
埼玉県	38955	10784	28171	17000	3673	13327	21955	7111	14844
千葉県	33710	9774	23936	13105	2704	10401	20605	7070	13535
東京都	85650	15561	70089	23852	2553	21299	61798	13008	48790
神奈川県	25069	7550	17519	10044	2199	7845	15025	5351	9674
新潟県	12467	2201	10266	4569	650	3919	7898	1551	6347
富山県	7765	1577	6188	2892	368	2524	4873	1209	3664
石川県	8642	1874	6768	3368	600	2768	5274	1209	4000
福井県	6369	1120	5249	2448	290	2158	3921	830	3091
山梨県	6331	1613	4718	2830	570	2260	3501	1043	2458
長野県	20023	4186	15837	6566	865	5701	13457	3321	10136
岐阜県	18098	4947	13151	7067	1389	5678	11031	3558	7473
静岡県	19158	5186	13972	6457	1310	5147	12701	3876	8825
愛知県	35418	10458	24960	14094	3462	10632	21324	6996	14328
三重県	13933	3438	10495	6169	1078	5091	7764	2360	5404
滋賀県	13080	3728	9352	4446	1070	3384	8634	2666	5968
京都府	10893	2224	8669	4479	673	3806	6414	1551	4863
大阪府	46034	14012	32022	20103	4364	15739	25931	9648	16283
兵庫県	34757	11739	23018	13789	2740	11049	20968	8999	11969
奈良県	11863	3500	8363	5211	898	4313	6652	2602	4050
和歌山県	9652	2288	7364	3397	514	2883	6255	1774	4481
鳥取県	5442	845	4597	1863	230	1633	3579	615	2964
島根県	7491	1101	6390	3082	369	2713	4409	732	3677
岡山県	11190	2495	8695	3624	663	2961	7566	1832	5734
広島県	15068	3220	11848	6738	931	5807	8330	2289	6041
山口県	11929	2312	9617	5004	733	4271	6925	1579	5346
徳島県	8062	1679	6383	3852	516	3336	4210	1163	3047
香川県	7240	1686	5554	2915	562	2353	4325	1124	3201
愛媛県	13461	2909	10552	5697	916	4781	7764	1993	5771
高知県	6372	969	5403	2560	324	2236	3812	645	3167
福岡県	24894	5783	19111	11579	1738	9841	13315	4045	9270
佐賀県	8855		7227	3319	526	2793	5536	1102	4434
長崎県	14737	2362	12375	6197	827	5370	8540	1535	7005
熊本県	11886	2784	9102	4610	651	3959	7276	2133	5143
大 分 県	9937	2143	7794	3405	669	2736	6532	1474	5058
宮崎県	11244	2237	9007	4776	676	4100	6468	1561	4907
鹿児島 県	18829	3489	15340	8443	1068	7375	10386	2421	7965
沖縄県	15349	3873	11476	4824	763	4061	10525	3110	7415
指定都市(別掲							-		
札幌市	17375	4757	12618	5788	1126	4662	11587	3631	7956
仙台市	8130	2452	5678	3136	682	2454	4994	1770	3224
さいたま市	7169	2138	5031	3209	792	2417	3960	1346	2614
千葉市	6268	1964	4304	2492	572	1920	3776	1392	2384
	0200		1001	02	J, L		3,,0	.552	2001

表2 平成28年福祉行政: 平成28年度 知的 第 7表 療育手帳交付台帳登載数, 障害の程度、年齢(2区分)×登載状況別注: 本表は年度分報告である。 (報告表 31)

TINDE		前年度末	新規交付	転入	転出·返還	変 更		年度末現在
						18歳に 達した	障害程度	
総数		1009757	43815	5139	14138	-	-	1044573
	18歳未満	254664	35163	2127	4106	-25146	-	262702
	18歳以上	755093	8652	3012	10032	25146	-	781871
A(重度)		394469	4511	1245	5500	-	6166	400891
	18歳未満	71451	3673	534	797	-7504	4087	71444
	18歳以上	323018	838	711	4703	7504	2079	329447
B(中軽度		615288	39304	3894	8638	_	-6166	643682
	18歳未満	183213	31490	1593	3309	-17642	-4087	191258
	18歳以上	432075	7814	2301	5329	17642	-2079	452424

1) 現 総数 全国 8 北海道 岩手	在 372641 43887 10513 8463 12134 5820 5187	新規交付 (年度中) 113881 4498 883 1483 1397 659	転 入 (年度中) 12136 611 28 62 209	転 出 (年度中) 7372 303 12 55	返 還 (年度中) 16950 663 93	障害の等 級 の変更 (年度中) 増 	減 29337	年度末現在	有効期限 切 れ (年度末 現在 の 再 掲) 53314	認定更新 (年度中) 379409
総数 全 国 8 北海 森 青 弄 宮 城	372641 43887 10513 8463 12134 5820	113881 4498 883 1483 1397	12136 611 28 62	7372 303 12	16950 663	(年度中) 増 29337		974336	(年度末 現在 の 再 掲)	
全 国 8 北海道	43887 10513 8463 12134 5820	4498 883 1483 1397	611 28 62	303 12	663	29337		974336	現在の再掲)	379409
全国 8 北海道 8 青森 8 岩手 9 宮城	43887 10513 8463 12134 5820	4498 883 1483 1397	611 28 62	303 12	663		29337	974336	の 再 掲)	379409
全 国 8 北海道	43887 10513 8463 12134 5820	4498 883 1483 1397	611 28 62	303 12	663		29337	974336		379409
全国 8 北海道 8 青森 8 岩手 9 宮城	43887 10513 8463 12134 5820	4498 883 1483 1397	611 28 62	303 12	663		29337	974336	53314	379409
全国 8 北海道 8 青森 8 岩手 9 宮城	43887 10513 8463 12134 5820	4498 883 1483 1397	611 28 62	303 12	663		29337	974336	53314	379409
北海道 青 森 岩 手 宮 城	43887 10513 8463 12134 5820	4498 883 1483 1397	611 28 62	303 12	663					
青 森 岩 手 宮 城	10513 8463 12134 5820	883 1483 1397	28 62	12			1494	48030	3425	19851
岩 手宮 城	8463 12134 5820	1483 1397			. 93	52	52	11319	585	4959
宮城	5820		200	55	166	325	325	9787	479	3592
	5820		∠09	138	190	617	617	13412	1114	7001
		0091	81	54	118	221	221	6388	221	2742
山形		464	43	23	106	161	161	5565	119	2371
	10901	1825	73	52	134	345	345	12613	952	4353
茨 城	14162	2482	221	154	40	546	546	16671	1504	5197
栃木	10235	1745	88	69	543	17	17	11456	498	3901
群馬	9669	1339	87	61	107	408	408	10927	505	4115
埼 玉	45181	6979	712	572	3038	2034	2034	49262	726	16326
埼 玉	37329	4743	569	319	854	1492	1492	41468	950	16267
東京	93935	14270	1309	680	469	538	538	108365	7366	38898
神奈川	70153	8774	1239	712	857	3882	3882	78597	5438	30538
新 潟	15213	1826	160	156	326	395	395	16717	1212	7819
富山	5665	744	27	22	88	170	170	6326	418	2271
石 川	6595	1041	57	19	193	7	7	7481	379	2638
福井	5469	492	21	9	6	148	148	5967	149	2082
山 梨	6704	804	69	22	151	280	280	7404	516	2874
	17649	1833	93	54	262	767	767	19259	641	7769
岐 阜	13435	1518	99	63	287	758	758	14702	438	6418
静 岡	19541	2691	239	212	335	684	684	21924	798	8452
	56569	6334	811	583	1501	2951	2951	61630	940	25205
	11180	1496	97	54	138	532	532	12581	588	4821
滋賀	6228	906	89	36	105	307	307	7082	2182	3484
	17459	2874	281	118	284	786	786	20212	1825	8755
大 阪	75852	10034	1760	1306	2003	1453	1453	84337	3258	32482
	36748	3932	484	96	283	1203	1203	40785	2289	15446
奈 良	8446	1508	103	55	204	462	462	9798	486	3495
和歌山	6380	799	38	30	302	253	253	6885	118	2655
鳥取	6314	759	29	21	100	57	57	6981	1015	3153
島根	6109	715	42	111	211	205	205	6544	232	2664

第30表 身体障害者手帳新規交付数・転入数, 障害の種類・年齢(2区分)・都道府県-指定都市(再掲)別 昭和35年度

				総		数		新規	交	付 螯	X	転		λ	数	
都	道	竹	県	総	18才未満	18才以上	総数	視覚障害	聴覚・平衡	音声・冒語機能障害	し体不自由	総数	視覚障害	聴覚・平 衡 機能障害	語	し 体 不自由
<u>1</u>			ß	96 909	11 230	85 679	88 503	20 672	14 799	1 713	51 319	8 406	1 665	1 199	231	5 311
北青岩宮秋		海	道森手城田	4 610 1 244 1 747 1 491 1 623	658 195 309 257 143	3 952 1 049 1 438 1 234 1 480	4 574 1 227 1 653 1 450 1 596	813 219 364 271 356	577 200 222 246 246	34 4 40 10 9	3 150 :::14 1 027 923 985	36 17 94 41 27	6 1 14 7 4	4	- 4 - -	28 14 64 30 20
山福茨栃群			形島城木馬	1 752 2 566 1 964 2 282 1 672	222 293 212 307 134	1 530 2 273 1 752 1 975 1 538	1 702 2 368 1 818 2 098 1 623	373 538 381 439 435	340 298 377 335 273	27 77 61 62 12	962 1 155 1119 1 262 903	50 198 146 184 49	17 31 36 49 27	2 30 6 31 4	4 8 1 1 1	27 129 103 103 17
埼千東神新		奈	玉葉京川潟	2 025 1 306 6 276 2 122 2 240	214 203 668 221 238	1 811 1 103 5 608 1 901 2 002	1 866 1 147 3 594 1 824 2 201	451 180 746 439 378	380 172 541 221 341	23 68 94 89 18	1 012 727 2 213 1 075 1 464	159 159 2 (4)2 298 39	19 43 412 50 4	20 438 37	1 4 112 14	121 92 1 720 197 29
富石福山長			山川井梨野	891 1 086 795 806 2 390	117 154 83 136 192	774 932 712 670 2 198	879 1 034 775 790 2 330	149 164 154 153 588	100 169 120 116 462	26 26 4 28 8	493	12 52 20 16 60	3 11 4 5 25	4 - 4 1 11	3 -	5 3:: 12 10 24
岐静愛三滋			阜岡知重賀	1 719 2 906 3 032 1 343 778	256	1 517 2 654 2 653 1 087 697	1 578 2 750 2 680 1 274 745	239 617 598 236 143	408 454 508 202 141	22 30 19	893 1 657 1 544 817 445	141 156 352 69 33	28 76 59 19 8	21 17 48 14 5	11	99 62 234 36 20
京大兵奈和		歌	都阪庫良山	2 086 3 860 3 841 747 1 380	353	1 773 3 272 3 488 671 1 269	1 773 2 740 3 366 709 1 364	201	287 444 513 106 267	69 43 43 8 39	1 555 2 162 394	313 1 120 475 38 16	222 135	182 57 4	14	203 701 269 23 8
鳥島岡広山			取根山島口	696 1 416 1 887 2 402 1 794	140 156 2 235	587 1 276 1 731 2 167 1 503	2 293	280	302	10 31 33 32 46	361 724 1 049 1 285 1 035	36 139 39 109 103	10 27 7 22 14	5 7 8 8 9 1 17	1 1	21 89 23 78 70
徳香愛高福			島川媛知岡	1 003 1 66 2 413 1 483 4 77	131 226 5 76	1 409	1 594 2 348 1 452	277 394 704 421 1 234	353 339 245	10	817 1 289 776	67 67 33	1	31	1	12 50 50 19 162
佐長熊大宮鹿		児	贺崎本分崎島	1 770 2 080 2 470 2 400 1 914 4 15	5 279 0 336 2 198 4 326	1 807 2 134 2 204 1 588	2 027 2 355 2 339		329 427 5 522 3 222	19 26 15 2 63	1 101 1 257 1 226 1 091	59 117 6: 7:	1/ 3: 10		2	
指	定機名京大神	都市(Ŧ 古	馬姆) 馬斯斯里都 阿斯斯斯	74 1 27 1 08 2 16 94	8 118 8 170 9 325	1 160	1 103	309 5 184 3 337	18- 1 130 7 200	1 11 5 24 5 25	509 5 522 5 805	17: 22: 790	3 2 4 1 10	1 2	3 7	118 140 487

図 1 昭和30年 厚生行政報告例(社会福祉行政業務報告)における身体障害者手帳総数・新規交付数・転入数

第 31 表 身体障害者手帳交付台帳登載数,

部	道	府 県	##		数	視	覚 障	售
			総数	18 才未満	18 才以上	総 数	18 才未満	18 才以上
全		氫	891 154		793 872	183 530	8 726	174 80
北青岩宮秋	海	道森手城田	43 738 11 408 15 272 16 318 12 623	5 444 1 703 2 223 1 889 1 340	38 294 9 705 13 049 14 429 11 283	6 581 2 038 2 607 2 880 2 370	323 118 145 94 111	6 258 1 920 2 462 2 786 2 259
福火栃群		形島城木馬	14 798 27 748 16 901 16 144 18 343	2 061 2 316 1 744 2 599 1 486	12 737 25 432 15 157 13 545 16 857	2 969 5 241 3 029 3 151 4 193	177 212 159 218 150	2 792 5 029 2 870 2 933 4 043
埼千東神新	奈	玉葉京川潟	23 218 11 905 43 138 19 689 24 896	2 677 1 448 4 433 2 545 3 043	20 541 10 457 38 705 17 144 21 853	4 686 2 312 8 083 4 154 3 764	249 110 390 265 270	4 437 2 202 7 693 3 889 3 494
富石福山長		山川井梨野	12 144 10 721 10 238 7 692 25 043	1 477 1 176 963 962 2 701	10 667 9 545 9 275 6 730 22 342	1 808 1 632 1 656 1 584 4 781	104 44 82 95 179	1 704 1 588 1 574 1 489 4 602
岐静愛三滋		阜岡知重賀	16 778 28 158 28 108 12 302 8 863	1 380 3 026 2 869 1 644 917	15 398 25 132 25 239 10 658 7 946	3 181 5 834 5 675 2 185 1 549	124 374 274 101 80	3 057 5 460 5 401 2 084 1 469
京大夫矢打	歌	都阪庫良山	20 820 35 203 34 917 8 444 12 887	2 111 4 362 3 895 724 1 091	18 709 30 841 31 022 7 720 11 796	4 190 8 796 6 823 2 332 3 161	153 420 379 93 260	4 037 8 376 6 444 2 239 2 901
		取根山島口	7 558 12 846 21 868 24 074 15 502	684 1 294 1 510 1 998 1 868	6 874 11 552 20 358 22 076 13 634	1 480 2 560 4 964 5 873 2 974	50 142 147 191 194	1 430 2 418 4 817 5 682 2 780
JPA . Liberahi . Non		島川媛知岡	10 570 15 918 22 264 14 044 44 077	1 121 1 598 1 965 - 971 5 630	9 449 14 320 20 299 13 073 38 447	2 292 3 646 5 233 3 205 9 923	177 163 131 83 555	2 115 3 483 5 102 3 122 9 368
	児	賀崎本分崎島	14 624 16 684 21 064 21 103 14 022 26 479	1 008 1 909 2 294 2 977 2 302 1 904	13 616 14 775 18 770 18 126 11 720 24 575	3 676 3 976 5 109 5 288 3 127 6 959	91 223 194 295 179	3 585 3 753 4 915 4 993 2 948 6 801
定橫名京大神	f(再揭) 古	- 1	6 789 10 070 12 838 19 716 8 135	744 955 1 218 2 321 1 069	6 045 9 115 11 620 17 395 7 066	1 334 2 143 2 696 4 996 1 943	86 94 81 240 181	1 248 2 049 2 615 4 756 1 762

図2 昭和30年 厚生行政報告例(社会福祉行政業務報告)における身体障害者手帳交付台 帳登載数、障害種別数、年齢群別数

年齢(2区分)・障害の種類・都道府県-指定都市(再掲)別

昭和35年12月末現在

	聴覚・	平衡機能	障害	音声	・ 言語機能	障害	ι	体 下 [曲 ====================================
總	数	18 才未満	18 才以下	総 数	18 才未満	18 才以上	總故	18 上水溝	18 才以上
	126 929	18 736	108 193	19 205	4 090	15 115	561 490	65 730	495 760
	4 877 1 916 1 895 2 266 1 933	858 371 322 427 247	4 019 1 545 1 573 1 839 1 686	787 126 266 80 227	189 30 77 15 41	598 96 189 65 186	31 493 7 328 10 504 11 092 8 093	1 353	27 414 6 144 8 825 9 739 7 152
	2 576 3 274 2 635 2 743 3 049	414 340 404 442 344	2 162 2 934 2 231 2 301 2 705	354 679 259 126 112	82 135 51 41 20	272 544 208 85 92	8 899 18 554 10 978 10 124 10 989	1 398 1 629 1 130 1 998 972	7 511 16 925 9 818 8 226 10 017
	3 048 1 826 6 260 2 069 3 478	393 338 1 208 387 592	2 655 1 488 5 052 1 682 2 886	882 457 1 383 1 131 300	345 282	650 340 1 038 849 240	14 602 7 310 27 412 12 335 17 354	1 503 883 2 490 1 611 2 121	12 700 6 427 24 922 10 724 15 233
	1 510 1 193 1 513 952 4 685	189 156 223 149 518	1 321 1 037 1 290 803 4 167	286 305 50 270 218		43	8 540 7 591 7 019 4 886 15 359	1 402 923 654 633 1 949	7 130 6 666 6 366 4 253 13 110
	2 766 3 977 3 952 2 006 1 533	319 704 669 365 198	2 447 3 273 3 283 1 641 1 335	236 271 885 170 196	34 17 143 32 34	742 138	10 595 18 076 17 596 7 941 5 585	903 1 931 1 783 1 146 605	9 692 16 115 15 813 6 795 4 980
	2 867 4 887 5 018 1 205 1 948	380 915 936 184 210	2 487 3 972 4 082 1 021 1 738	571 875 382 144 491	99 178 58 8 49	472 697 324 136 442	13 192 20 645 22 694 4 763 7 287	1 479 2 849 2 522 439 572	11 713 17 796 20 172 4 324 6 715
C	1 333 1 939 3 131 3 744 1 977	148 211 289 461 292	1 185 1 728 2 842 3 283 1 685	134 265 419 726 321	21 54 74 154 65	113 211 345 572 256	4 611 8 082 13 354 13 731 10 230	465 887 1 000 1 192 1 317	4 146 7 195 12 354 12 539 8 913
	1 838 2 410 3 197 1 780 5 826	187 296 389 164 775	1 651 2 114 2 808 1 616 5 051	47 271 176 234 1 859	6 31 26 41 490	41 240 150 193 1 369	6 393 9 591 13 658 8 825 26 409	751 1 106 1 419 683 3 810	5 642 8 483 12 239 8 142 22 659
	2 318 2 414 3 052 3 396 1 659 3 058	225 553 452 521 279 292	2 093 1 861 2 600 2 875 1 380 2 766	138 146 454 109 410 977	28 36 120 33 135 125	110 334	8 192 10 148 12 449 12 340 8 626 15 465	004 1 007 1 528 2 128 1 709 1 329	9 051 10 921 10 182
	1 001 1 314 1 824 3 007 962	185 232 270 578 207	, 816 1 082 1 554 2 429 755	185 123 222 284 134	31 24 35 26 16	151 99 187 256 118	1 269 6 490 8 096 11 429 5 096	605 832 1 475	3 827 5 895 7 264 9 954 4 431

、障害者福祉法 表~34 表

第 32 表 身体障害者手帳新規交付数 • 更生援護取扱実人員 • 更生援護取扱件数,都道府県-指定都市(再掲)別

昭和35年度

								+ μ γμ σο 4	
		身体障害者手	更生扱護取扱		更 生	授	取 扱	件 数	
府	県	帳新規交付数	実 人 員	総数	旅客運賃割引	相談指導 および措置	補 裝 』	修 理	更生医療給作 決定件 数
							<u> </u>		
	9	88 503	888 194	1 769 673	1 405 924	326 847	25 440	10 203	1 2
梅	道: 手城田	4 574 1 227 1 653 1 450 1 596	52 325 7 405 20 927 20 150 12 593	96 571 17 594 36 303 26 396 19 604	76 701 13 955 29 475 12 841 13 668	18 192 2 771 5 898 12 887 5 281	1 429 491 576	174 357 312 212 277	
	城田	1 450 1 596	20 150 12 593	26 396 19 604	12 841 13 668	12 887 5 281	424 356	212 277	
	形島城木馬	1 702 2 368 1 818 2 098 1 623	16 259 29 972 18 204 18 925 20 659	20 486 40 501 37 950 39 758 41 613	14 447 31 278 28 029 30 471 30 5:2	5 300 7 851 9 055 8 624 10 120	449 891 476	265 446 351	
	水馬	2 098 1 623	18 925 20 659	39 758 41 613	30 471 30 5:12	8 624 10 120	455 558	165 392	,
	玉葉	1 866 1 147	16 853 9 505	38 730 20 781 82 391 52 058 51 045	23 459 16 604	14 148 3 658	672 388 987 792	399 122 239 378	
奈	玉葉京川二	1 866 1 147 3 594 1 824 2 201	16 853 9 505 39 965 24 241 28 655	52 058 51 045	23 459 16 604 67 212 34 170 42 779	14 148 3 658 13 922 16 686 7 457	792 523	378 265	
	山川	879 1 034	11 187 10 115	19 939 27 911	16 799 23 183	2 747 4 199 2 282 1 508	276 360	106 147	
	山川井梨野	879 1 034 775 790 2 330	11 187 10 115 8 590 4 903 25 989	19 939 27 911 22 069 12 722 46 759	16 799 23 183 18 799 10 939 36 613	2 282 1 508 8 894	339 226 813	637 44 411	
	阜	1 578 2 750	16 897 35 017	31 016 48 381	25 364 37 732	5 090 9 937	362 473	188 145 136	
	阜岡知重賀	1 578 2 750 2 680 1 274 745	16 897 35 017 23 210 12 535 9 631	31 016 48 381 54 715 35 903 16 857	25 364 37 732 50 764 32 050 12 910	5 090 9 937 3 102 3 257 3 344	697 356 334	136 214 251	
	都际		1	57 8n0 77 0 kg		17 380 16 835	599 753	166 75	
	都阪庫良山	1 773 2 740 3 366 709 1 364	30 367 36 383 35 578 5 459 10 355	77 0 kg 67 995 17 781 26 316	39 677 59 348 57 967 15 9:::: 24 209	17 380 16 835 8 823 1 306 1 784	760 393 283	380 74 82	
	取			15 713 42 762		3 334 3 670	287 381	135 162	
	取根山島口	660 1 277 1 848 2 293 1 691	10 102 14 157 15 712 19 317 17 785	15 713 42 762 41 256 61 812 31 996	11 915 38 542 33 603 54 064 24 812	3 334 3 670 6 576 6 732 6 717	543 753 328	499 227 120	
	島			,			346	151 204 319	
	島川媛知岡	983 1 594 2 348 1 452 4 499	16 115 13 589 26 603 18 554 51 617	23 293 38 792 51 780 45 662 88 482	19 344 36 345 39 882 39 254 70 724	3 441 1 745 10 842 5 909 16 300	483 712 402 1 221	319 67 223	
	賀		9 278	20 616	15 821	4 261	i 403	125	
	崎本分崎島	1 757 2 027 2 355 2 339 1 839 4 013	8 620 13 005 12 868	19 278 26 479 28 771	14 260 21 031 23 369	4 390 4 697 4 704	424 630 604	196 100 72	
見		1 839 4 013	12 868 10 695 17 323	28 771 21 945 25 985	16 750 18 215	4 410 6 781	561 871	168 75	
古	揭) 浜 屋	575 1 103	7 782 7 561	14 590 14 932	9 013 13 465	5 167 1 250	195	120 18 91	
	都仮げ	866 1 373 621	7 782 7 561 21 389 27 407 7 346	37 299 49 383 21 472	22 534 34 942 20 084	14 341 13 833 1 232	313	91 52 14	

図3 昭和35年 厚生行政報告例(社会福祉行政報告)における更生援護取扱件数など

第33表 身体障害者手帳新規交付数 • 更生援護取扱实人員 • 更生援護取扱件数, 月別

昭和35年度

		·	,				昭和35:	午 及
	身体障害者手	更生援護取扱		夏 生.	接 鸌	取 扱	件 数	
月	帳新規交付数	実 人 員	総数	旅客運賃割引	相談指導	補装	具件数	更生医療給付
				証付交枚数	および 措 置	交 付	修理	決定件数
総 数	88 503	888 194	1 769 673	1 405 924	326 847	25 440	10 203	1 25
1か月平均	7 375	74 016	147 473	117 160	27 237	2 120	850	10
昭和35年4月 5 6	9 042 8 207 9 706	72 343 72 292 65 867	143 807 138 677 123 572	119 486 110 832 94 851	23 045 25 869 26 285	813 1 425 1 653	464	77 87 87
7 8 9	6 040 6 824 7 832	74 512 78 563 71 935	148 987 155 552 140 898	117 968 126 421 111 581	28 865 26 384 26 309	1 428 1 843 2 001	799	91 105 106
10 11 12	8 028 7 037 9 536	77 124 69 110 82 671	153 945 136 611 169 236	123 833 107 366 136 854	26 914 26 191 29 464	2 084 2 055 1 981	991 871 825	123 128 112
36年 1 2 3	4 913 4 666 6 672	65 513 68 220 90 044	132 136 137 152 189 100	102 931 104 967 148 834	26 626 28 361 32 534	1 767 2 754 5 636	685 962 1 988	127 108 108

第34表 補装具交付・修理の申請・決定件数・金額、補装具の種類別

昭和35年度

補装具の種類			交						付				修			理				
		ndo 1981 / 15. 1884	A							額					金	È		額		
)		申請件数	決定件数	総	都	1	身体障害者福祉法による公 費 負 担 額		香石公額	自己負担額		申請件数	决定件数	総	額	身体障害者福祉法による公 費 負 担 額		自己負担額	
総			数	31 69	25 440	189	453 3	7 389	189	513	円 447	19 939	円 942	11 630	10 203	25	円 704 324	22 682	'J 130	3 022 19
一人	安	全、	つ え	6 21	5 162	2	088 1	128	1 9	941	048	147	080	5	1		320		176	11
婱			眼	30	241		499 7	799	4	452 :	240	47	559	2	1		280		21:0	
艮 鏡	{ è	きよう	正用 ガ ネ	31 17	226 172		273 5 76 7		2	256 3 73 3	362 545	17 3	188 155	14 14	14 7		5 000 1 812		925 709	7. 10:
A CO	聪	ŧ	器	7 20	5 385	48	588 9	25	42 1	181 (011	6 507 9	914	2 194	1 855	1 6	61 016	1 432	411	228 60
ノエ	ح	. 5	頭	34	23		36 5	10		33 6	586	2 8	824	14	2		3 036	3	036	
奏 し	() ()		手足	2 462 7 520	2 017 6 122		559 4 981 7		16 7 71 7	82 2 29 2	235	1 877 2 8 252 5	235	1 017 7 424	829 6 694	2 3 19 8	52 145 72 776	2 076 17 402		275 81 2 390 259
É			具	. 2 716	2 294	20 (27 4	84	18 1	26 4	100	1 901 0	084	523	403	::	77 396	801	610	75 78
I	Ļ	•	す	759	555	16 5	22 4	81	15 5	58 0	42	964 4	139	282	260	4	13-961	863	1881	50 17:
₹	収	ξ	器	49	38		57 54	40		53 6	99	3 4	141	-	-				-	
助	۲ :	テッ	・キ	1 339	1 037	5	03 19	91	4	57 3	37	4.5 8	51	4	1		29		-	20
葉	Š	っ	克	2 601	2 168	2 (37 83	35	1 8	68 5	87	169 2	48	137	136	1	6 553	15	647	90

図4 昭和35年 厚生行政報告例(社会福祉行政業務報告)における更生援護取扱件数、補装具 交付数など(補装具の種類別)

18歳以上の身体障害者手帳新規交付者数, 第28表

障害の種類・障害の程度・障害の原因別

										昭和45年度
障害の	板棉	i .			障	害 。 の	程 度	别	人 買	
P# 11 47	11. 75.		総	数	1 級	'2 級	3 級	4 級	5 級	6 #
総		数	95	686	9 337	13 738	16 908	19 718	18 134	17 85
視 覚	障	害	17	975	4 447	3 014	1 662	2 322	2 824	3 70
聴覚・平向権	機能障	害	16	661	28	2 017	2 538	3 607	180	8 29
聴	. 1	覚	16	344	26	1 984	2 451	3 570	124	8 18
平巾	機	能		317	2	33	87	37	56	10
音声・言語権	機能障	害	1	204	10	56	728	398	5	,
技 体 不	自日	#	56	613	4 222	8 628	10 583	12 233	15 102	5 84
上	A	技	18	630	616	2 747	4 336	4 491	4 162	2 27
下	A	技	26	194	1 763	3 058	3 601	7 326	7 072	3 37
体	ŧ	幹	. 11	789	1 843	2 823	2 646	416	3 868	19:
内 部 隊	障	§	3	233	630	23	1 397	1 158	23	
心蔵機	能障害	1		950	202	9	445	290	3	
呼吸器機	機能障害		2	283	428	14	952	868	20	1

	総 数	先天的障害	疾 病	業務上災害		その他
障害の原因別人員	95 686	7 966	60 068	10 164	5 109	12 379

本表は年度分報告である。

(報告表 61の2)

四和45年度

図5 昭和45年 厚生行政報告例(社会福祉行政業務報告)における身体障害者手帳新規交付者 数 (等級、障害種別)

身体障害者福祉 30表 31表

身体障害者の更生援護取扱実人員・ 第30表 相談指導及び措置件数、障害の種類別

昭和45年度

	リ生 炭護 1)		相	談	指導	享 及	U	拼置	作	数		
隐害力预览	取扱実人員	ł .	身体障害	更生	補装具	職業	施設	医療	生活	その他	旅客運货 交 付	割引証枚数
			者 手 帳	医療			7.5	保健	- "	(*) (6	単独用	介護付用
数数	1 249 816	1 006 430	156 367	8 365	123 401	19 625	21 570	21 321	44 795	610 986	2 010 600	829 053
視 覚 障 害	292 845	216 791	30 468	2 332	17 663	3 361	4 334	5 284	8 859	144 490	358 292	392 564
聴じ・平衡機能障害	258 646	216 803	30 322	624	40 649	3 296	1 691	3 939	8 024	128 258	338 128	229 425
音声・言語機能障害	41 559	32 193	3 869	149	980	979	582	608	1 663	23 363	59 807	48 441
肢体不自由	645 886	528 515	87 947	5 107	63 932	11 389	13 973	10 793	25 305	310 069	1 248 420	157 649
内 部 障 害	10 880	12 128	3 761	153	177	600	990	697	944	4 806	5 953	974

その他の者に対する相談指導件数 106 131

本表は四半期分報告の累計である。 注1) 月毎の実人員の合計数である。

昭和45年 厚生行政報告例(社会福祉行政業務報告)における身体障害者の更生援護取 扱実人員数 (障害種別)

表 4 体障害者数推計値と身体障害者手帳台帳搭載者数の変換

	数证时间 2 3 件库		
	身体障害者	身体障害台	
	実態調査推	帳搭載数	B/A %
	計値 A	В	
昭和	E12.000	101 000	00.6
26 年	512,000	121,000	23.6
30 年	785,000		
35 年	829,000	724,000	87.3
40 年	1,048,000	1,104,346	105.4
45 年	1,314,000	1,499,614	114.1
50 年		2,005,091	
55 年	1,977,000	2,463,625	124.6
62 年	2,413,000	3,074,763	127.4
平成3年	2,722,000	3,404,731	125.1
8年	2,933,000	3,785,203	129.1
13 年	3,245,000	4,264,075	131.4
18 年	3,483,000	4,786,633	137.4
23 年	3,791,000	5,098,844	134.5
28 年	4,219,000	5,045,691	119.6

図7身体障害者数推計値と身体障害者手帳台帳搭載者数の変換

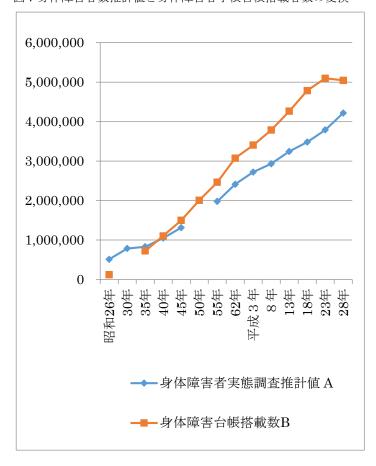


表5視覚障害者数推計値と視覚障害者手帳台帳搭載者数の変換

表 5 倪児	障害者数	障害者数推計値と視覚障害者手帳台帳搭載者数の変換												
		‡	隹計数(単	i位:千人)									
	総数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体 不自 由	内部障害	重複障害(再								
昭和 26 年	512	121	100	291	_									
30 年	785	179	130	476	_	_								
35 年	829	202	141	486		44								
40 年	1,048	248	230	686		256								
45 年	1,314	257	259	821	72	134								
55 年	1,977	336	317	1,127	197	150								
62 年	2,413	313	368	1,513	312	163								
平成 3年	2,722	357	369	1,602	476	127								
8年	2,933	311	366	1,698	639	183								
13 年	3,245	306	361	1,797	863	181								
18 年	3,483	315	360	1,810	1,091	325								
23 年	3,791	316	324	1,709	930	176								
28 年	4,219	312	341	1,931	1,241	761								

図8視覚障害者数推計値と視覚障害者手帳台帳搭載者数の変換



	身体障害					知的	精神	
	総数	視覚障害	聴覚•言 語障害	肢体不自 由	内部障害	重複障害 (再掲)	障害	障害
平成 18 年	3,483	315	360	1,810	1,091	325	419	512
平成 28 年	4,219	312	341	1,931	1,241	761	962	974
28 年/18 年	1.2	1.0	0.9	1.1	1.1	2.3	2.3	1.9

- ・平成28年の推計値は、平成28年生活のしづらさなどに関する調査(厚労省)による。
- ・平成18年の身体障害児者の推計値は、平成18年全国身体障害児者実態調査による。
- ・平成18年の知的障害児者の推計値は、平成17年全国知的障害児者基礎調査による。
- ・平成18年度の精神障害児者お推計値は、平成18年度 精神保健福祉手帳交付台帳登載者数(衛生行政報告例)による。

図9障害者手帳所持者数の10年間の変化

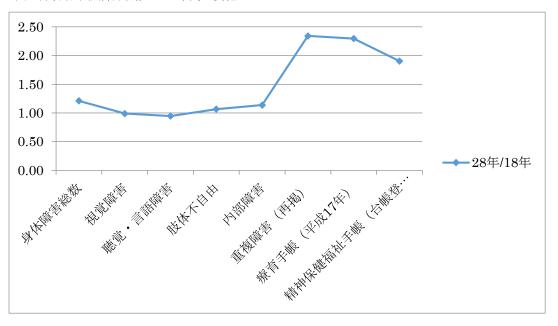


表 7 視覚障害者数推計値と視覚障害者手帳台帳搭載者数の変換

図 10 視覚障害者数推計値と視覚障害者手帳台帳搭載者数の変	類
--------------------------------	---

	視覚障害 推計値 A	視覚障害 台帳搭載 数 B	B/A %
昭和 26 年	121,000		
30 年	179,000		
35 年	202,000	220,000	108.9
40 年	248,000	252,736	101.9
45 年	257,000	315,976	122.9
55 年	336,000	421,503	125.4
62 年	313,000	440,046	140.6
平成3年	357,000	435,408	122.0
8年	311,000	408,388	131.3
13 年	306,000	393,870	128.7
18 年	315,000	389,603	123.7
23 年	316,000	369,025	116.8
28 年	312,000	337,997	108.3

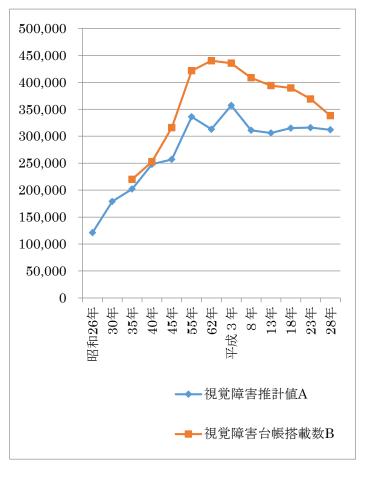


表8聴覚障害者数推計値と聴覚障害者手帳台帳搭載者数の変換

	聴覚•言語	聴覚•言語	
	障害推計	障害台帳	B/A %
	值 A	搭載数 B	
昭和 26	100,000		
年	100,000		
30 年	130,000		
35 年	141,000	163,000	115.6
40 年	230,000	191,915	83.4
45 年	259,000	267,138	103.1
55 年	317,000	414,362	130.7
62 年	368,000	446,760	121.4
平成3年	369,000	447,314	121.2
8年	366,000	438,913	119.9
13 年	361,000	437,468	121.2
18 年	360,000	447,022	124.2
23 年	324,000	453,152	139.9
28 年	341,000	448,465	131.5

図 11 聴覚障害者数推計値と聴覚障害者手帳台帳搭載者数の変換

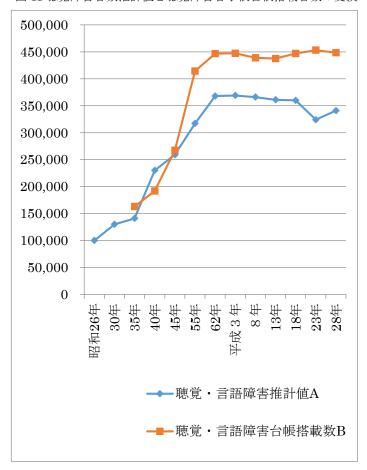


表9肢体障害者数推計値と肢体障害者手帳台帳搭載者数の変換

	V/ 1// → 1 / > H 1. / 1	74 + 4 - 1F 1.	1 H 144 AL AL 181 - 44 14
図 12 肢体障害者	数推計値と肢体	隨害者丰帳台	帳搭載者数(/) % 類

## #				
	肢体不自	肢体不自		
	由推計値 A	由台帳搭	B/A %	
	田雅可但人	載数 B		
昭和 26	004.000			
年	291,000			
30 年	476,000			
35 年	486,000	566,000	116.5	
40 年	686,000	749,563	109.3	
45 年	821,000	1,000,262	121.8	
55 年	1,127,000	1,576,763	139.9	
62 年	1,513,000	1,900,552	125.6	
平成3年	1,602,000	2,058,998	128.5	
8年	1,698,000	2,240,543	132.0	
13 年	1,797,000	2,480,584	138.0	
18 年	1,810,000	2,720,337	150.3	
23 年	1,709,000	2,869,223	167.9	
28 年	1,931,000	2,755,307	142.7	

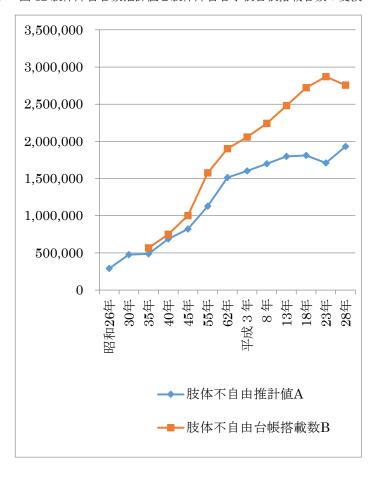


表 10 内部障害者数推計値と内部障害者手帳台帳搭載者数の変換

図 13 内部障害者数推計値と内部障害者手帳台帳搭載者数の変換

	内部障害 推計値 A	内部障害 台帳搭載 数 B	B/A %
昭和 26			
年		_	
30 年	_		
35 年			
40 年			
45 年	72,000	12,672	17.6
55 年	197,000	143,353	72.8
62 年	312,000	374,393	120.0
平成3年	476,000	540,913	113.6
8年	639,000	758,889	118.8
13 年	863,000	1,008,028	116.8
18 年	1,091,000	1,279,432	117.3
23 年	930,000	1,453,723	156.3
28 年	1,241,000	1,545,564	124.5

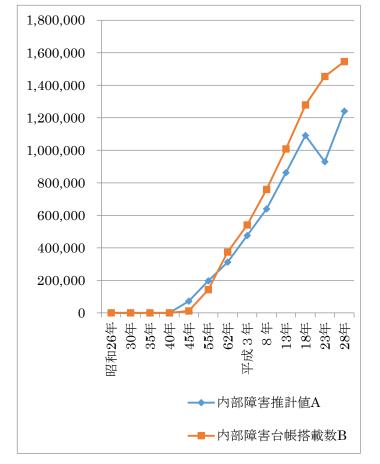


表 11 重複障害者数推計値と重複障害者手帳台帳搭載者数の変換 図 14 重複障害者数推計値と重複障害者手帳台帳搭載者数の変換

	重複障害(再掲)推計値
昭和 26	
年	_
30 年	
35 年	44
40 年	256
45 年	134
55 年	150
62 年	163
平成3年	127
8年	183
13 年	181
18 年	325
23 年	176
28 年	761

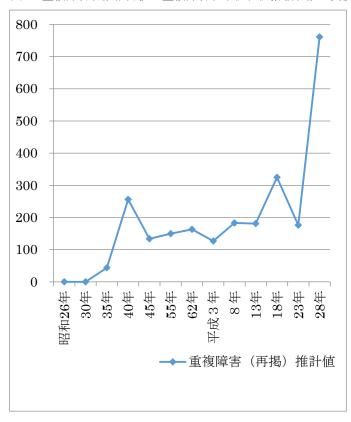


表 12 知的障害者数推計値と知的障害者手帳台帳搭載者数の変換

	調査推計	療育手帳 交付台帳	B/A
	値合計 A	登載数 B	%
平成2年	284,000	388677	136.858099
7年	297,000	363576	122.416162
12 年	329,000	569618	173.13617
17 年	419,000	698761	166.768735
23 年	622,000	878502	141.238264
28 年	962,000	1044573	108.583472

図 15 知的障害者数推計値と知的障害者手帳台帳搭載者数の変換

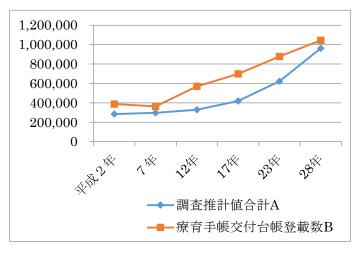


表 13 精神障害者数推計値と精神障害者手帳台帳搭載者数の変換 図 16 精神障害者数推計値と精神障害者手帳台帳搭載者数の変換

		精神手帳	精神手帳 1	精神手帳 2	精神手帳 3
	推計値	台帳登載	級交付台	級交付台	級交付台
		数合計	帳搭載数	帳搭載数	帳搭載数
平成		59,888	17,150	31,746	10,992
8年		00,000	17,100	01,710	10,002
13 年		254,119	65,518	144,555	44,046
18 年		512,150	101,737	304,753	105,660
23 年	567,600	686,751	106,425	422,988	157,338
28 年	841000	974,336	123,246	577,472	273,618

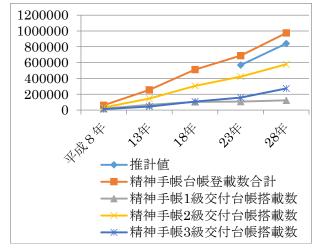


表 14 精神手帳 1 級障害者数推計値と精神手帳 1 級障害者手帳台帳搭載者数の変換

	精神手帳 1 級推	精神手帳 1 級交
	計值	付台帳搭載数
平成8年		17,150
13 年		65,518
18 年		101,737
23 年	114,500	106,425
28 年	137000	123,246

表 15 精神手帳 2 級障害者数推計値と精神手帳 2 級障害者手帳台帳搭載者数の変換

	精神手帳2級推	精神手帳 2 級交
	計值	付台帳搭載数
平成8年		31,746
13 年		144,555
18 年		304,753
23 年	303,700	422,988
28 年	452000	577,472

表 16 精神手帳 3 級障害者数推計値と精神手帳 3 級障害者手帳台帳搭載者数の変換

	精神手帳3級推	精神手帳3級交
	計值	付台帳搭載数
平成8年		10,992
13 年		44,046
18 年		105,660
23 年	303,700	157,338
28 年	452000	273,618

図 17 精神手帳 1 級障害者数推計値と精神手帳 1 級障害者手帳台 帳搭載者数の変換



図 18 精神手帳 2 級障害者数推計値と精神手帳 2 級障害者手帳台 帳搭載者数の変換



図 19 精神手帳 3 級障害者数推計値と精神手帳 3 級障害者手帳台 帳搭載者数の変換



平成 29 年度

厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者政策総合研究事業(身体・知的分野)

分担研究報告書

市区町村における障害者手帳交付台帳等の管理・運用に関する現況調査

研究分担者 今橋 久美子 国立障害者リハビリテーションセンター

研究分担者 北村 弥生 国立障害者リハビリテーションセンター

研究分担者 飛松 好子 国立障害者リハビリテーションセンター

研究分担者 岩谷 力 長野保健医療大学 研究協力者 竹島 正 川崎市健康福祉局 研究協力者 竹田 幹雄 川崎市健康福祉局

研究要旨:

現在、市区町村における情報の管理・運用方法について、全国的な状況は明らかでなく、障害者手帳の所持者実数の詳細や、支援サービスの利用実態の把握が困難である。そこで本研究では、全国の1,741 市区町村を対象として、障害者手帳交付台帳等の管理・運用システムの導入状況や他の制度とのデータ連携に関する調査票を郵送配付し、1,168 (67%) か所から回答を得た。市区町村における障害者手帳交付台帳情報の管理については、①専用システムを導入し、住基システムにおける死亡や転出の情報が自動的に反映されている、②都道府県から紙媒体で市区町村に送られた決定内容や住基システムの情報を手動で入力している、③動態を全く確認していない、の3つのパターンがあった。管理方法は全国一様ではないものの、回答のあった市区町村のうち、98%は電子媒体で台帳情報を管理し、96%は動態情報と突合しているが、88%は更新した情報を都道府県と共有していないことが明らかとなった。

A. 研究目的

障害福祉の向上のためには、障害者の生活実態に基づき、ニーズに応じた支援が公平かつ公正に 提供される体制の整備が必要である。

そのためには、根拠となる障害者の数、障害の 状況、支援ニーズの内容と必要度、サービス利用 状況といった障害福祉データが、個人情報保護に 十分配慮された上で正しく把握されるしくみの構築が不可欠となる。

例えば、障害者手帳交付台帳と自立支援給付の 受給者台帳が連動していれば、「どのような障害の ある人が、どのようなサービスを、どれくらい利 用しているか」が明確になり「今後どのサービス の利用ニーズがどのくらい高まるか」などの予測 も可能になる。

しかしながら現在、各市区町村における情報の 管理・運用方法について、全国的な状況は明らか でなく、障害者手帳の所持者実数の詳細や、支援 サービスの利用実態の把握が困難である。

そこで本研究では、市区町村における障害者手帳交付台帳等の管理・運用方法を明らかにするために、現況調査を行った。

B. 研究方法

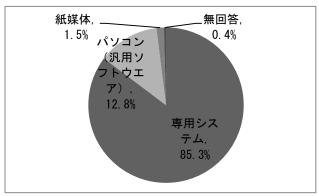
全国 1,741 市区町村を対象として、障害者手帳 交付台帳等の情報管理・運用システムの導入状況 や他の制度とのデータ連携に関する調査票(別添 1)を郵送配付した。質問内容は、障害者手帳(身 体・療育・精神)の交付台帳情報について、管理方 法、死亡や転出等動態情報との照合および更新方 法、他の制度とのデータ連携状況、都道府県との 情報共有状況とした。

C. 研究結果

1,168 (67%) の市区町村から回答を得た。

1) 障害者手帳交付台帳情報の主な管理方法

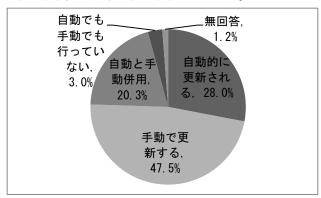
システム (専用のコンピュータープログラム) を導入している (85.3%)、汎用の表計算やデータ ベースソフトウエアを用いている (12.8%)、紙媒 体のみ (1.5%)、無回答 (0.4%) であった。



2) 死亡・転出等の動態情報の反映

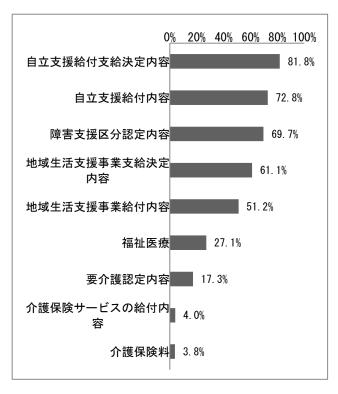
自動的に更新される(28.0%)、手動で更新する

(47.5%)、自動と手動併用(自動的に送られてくる動態情報を確認してから台帳情報に反映させるなど)(20.3%)、自動でも手動でも行っていない(3.0%)、無回答(1.2%)であった。



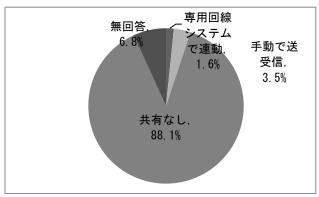
3)システムを導入している場合の他の制度との データ連携

自立支援給付支給決定内容(81.8%)が最も多く、 次いで、自立支援給付内容(72.8%)、障害支援区分 認定内容(69.7%)、地域生活支援事業支給決定内 容(61.1%)、地域生活支援事業給付内容(51.2%)、 福祉医療(27.1%)、要介護認定内容(17.3%)、介護 保険サービスの給付内容(4.0%)、介護保険料(3.8%) の順であった。



4)システムを導入している場合の都道府県との 情報共有

専用回線システムで連動している (1.6%)、手動で送受信 (3.5%)、共有していない (88.1%)、 無回答 (6.8%) であった。



5) 人口規模別 管理状況

専用システムの導入率は、人口 5 万人以上の自 治体 (98.1%)、2 万~5 万未満 (93.8%)、1~2 万 未満 (84.9%)、1 万未満 (60.1%) であった。一 方、汎用ソフトウエアを用いているのは、人口 5 万 人以上の自治体 (1.1%)、2 万~5 万未満 (5.8%)、 1~2 万未満 (12.4%)、1 万未満 (35.3%) であっ た。

	人口 5 万以 F	2万~ 5万未 満	1~2 万未 満	1 万未 満
専用システム	98. 1%	93. 8%	84. 9%	60. 1%
PC(汎用ソフトウエア)	1.1%	5. 8%	12. 4%	35.3%
紙媒体	0.3%	0.0%	2. 2%	4. 3%
無回答	0. 5%	0. 4%	0. 5%	0.4%

6) 人口規模別 動態情報の反映

自動あるいは手動で動態情報を反映して台帳情報を更新しているのは、人口 5 万人以上の自治体(97.0%)、2 万~5 万未満(97.1%)、1~2 万未満(95.6%)、1 万未満(93.2%)であった。

	人口 5	2万~	1~2	1 万未
	万以	5 万未	万未	満
	上	満	満	
自動的に更新される	28.0%	33. 2%	25. 4%	23.0%
手動で更新する	44. 3%	42. 7%	47.0%	58.3%
自動と手動併用	24. 7%	21. 2%	23. 2%	11.9%
自動でも手動でも行っ	2. 2%	2.6%	2.2%	5. 4%
ていない	Z. Z/0	2. 0/0	Z. Z/0	J. 4/0
無回答	0.8%	0.4%	2. 2%	1. 4%

D. 考察·結論

障害者手帳の発行主体は、政令指定都市あるいは都道府県から権限を移譲された中核市であり、それ以外の市町村に関しては、都道府県が発行し、交付台帳を管理している。障害者手帳交付台帳登載数は、毎年福祉行政報告例および衛生行政報告例に公表されているが、市区町村が管理する死亡や転出などの動態情報が必ずしも反映されているとは言えず、都道府県が管理する手帳台帳登載数と実際の手帳所持者数に乖離が見られる場合がある。

本研究では、市区町村における障害者手帳交付 台帳情報の管理方法、動態情報との突合、都道府 - 県との情報共有について調査した。その結果、① 専用システムを導入し、住基システムにおける死 - 亡や転出の情報が自動的に反映されている、②都 道府県から紙媒体で市区町村に送られた決定内容 や住基システムの情報を手動で入力している、③ 動態を全く確認していない、の3つのパターンが あった。管理方法は全国一様ではないものの、回 答のあった市区町村のうち、98%は電子媒体で台 帳情報を管理し、96%は動態情報と突合しているが、88%は更新した情報を都道府県と共有していないことが明らかとなった。

他の制度とのデータ連携については、自立支援 給付の支給決定/給付内容、障害支援区分認定内 容、地域生活支援事業の支給決定/給付内容、福 祉医療等など障害福祉分野に係るものが多く挙げ られた。データ連携に関しては、「技術的には連携 可能であるが、所管する部局が異なる場合、アク セス権がない。」「都道府県と市区町村がそれぞれ 電子媒体で管理しているが、間に紙媒体や手動に よる作業が入るため、事務量が増えてミスの原因 となりうる」といった運用上の課題も示唆された。

E. 健康危険情報 なし

F. 研究発表

今橋久美子、北村弥生、飛松好子、岩谷力. 自治体における障害者手帳交付台帳等の管理・運用に関する現況調査. 日本リハビリテーション連携科学学会第19回大会. 久里浜. 2018-3-3.

G. 知的財産権の出願・取得状況 なし

)

I 身体障害者手帳交付台帳の管理・運用方法についてお聞きします。

下記の質問について、

平成 29 年 12 月 1 日現在

の状況をお答えください。

問 1. 身体障害者手帳交付台帳の主な管理方法について、当てはまる番号および有無に〇をしてください。

- 1. システム(専用のコンピュータープログラム)を導入して管理している。
 - →住民基本台帳(住基)システムとの連携:あり・なし
 - →統計機能:あり・なし
 - →都道府県との情報共有:専用回線システムで連動・手動で送受信・共有なし
 - →現在ご使用中のシステムの会社名:(
 - →システムを導入した時期:平成 年頃
- 2. システムは導入していないが、エクセルやアクセスなどの一般のソフトウエア を用いて、パソコンで管理している。
- 3. 紙媒体で管理している。→今後のシステム導入予定:あり・なし
- 4. その他(

問2. 手帳交付台帳の情報更新をどのように行っていますか。

- 1. 住基システムの死亡・転出等のデータが、自動的に手帳台帳システムに反映され、情報が更新される。
- 2. 住基システムの死亡・転出等のデータは、自動的には手帳台帳システムに反映されず、手動で情報を更新している。
- 3.1と2を併用している。
- 4. 住基システムの死亡・転出等のデータを手帳台帳システムに反映させることは、 自動でも手動でも全く行っていない。

問3. <u>問1でシステムを導入している場合、</u>他の制度とのデータ連携は行っていますか、連携しているものすべてに〇をしてください。(※データ連携とは、基本情報(氏名、受給者番号等)を共通の基盤で管理しており、他制度の利用状況等を同一システム内において把握できる状況をいいます。機能的には同時に把握することはできないけれども、データの抽出が物理的に可能である状態も含みます。)

- 1. 障害支援区分認定内容
- 2. 自立支援給付の支給決定内容
- 3. 地域生活支援事業の支給決定内容
- 4. 自立支援給付の利用状況(給付内容)
- 5. 地域生活支援事業の利用状況(給付 内容)
- 6. 介護保険料
- 7. 要介護認定内容
- 8. 介護保険サービスの利用状況(給付内容)
- 9. 福祉医療
- 10. その他 ()

)

Ⅱ 療育手帳交付台帳の管理・運用方法についてお聞きします。

下記の質問について、平成29年12月1日現在の状況をお答えください。

1 シフテム(専用のコンピュータープログラム)を道入して管理している

問4. 療育手帳交付台帳の主な管理方法について、当てはまる番号および有無にOをしてください。

1. クハナム (中川のコンピューケープログラム) とも八して自姓している。
→住民基本台帳(住基)システムとの連携:あり・なし
→統計機能:あり・なし
→都道府県との情報共有:専用回線システムで連動・手動で送受信・共有なし
→現在ご使用中のシステムの会社名:()
→システムを導入した時期:平成年頃
2. システムは導入していないが、エクセルやアクセスなどの一般のソフトウエア
を用いて、パソコンで管理している。
3. 紙媒体で管理している。→今後のシステム導入予定:あり・なし

4. その他(

問5. 手帳交付台帳の情報更新をどのように行っていますか。

- 1. 住基システムの死亡・転出等のデータが、自動的に手帳台帳システムに反映され、情報が更新される。
- 2. 住基システムの死亡・転出等のデータは、自動的には手帳台帳システムに反映されず、手動で情報を更新している。
- 3 1と2を併用している。
- 4. 住基システムの死亡・転出等のデータを手帳台帳システムに反映させることは、 自動でも手動でも全く行っていない。

問6. <u>問4でシステムを導入している場合、</u>他の制度とのデータ連携は行っていますか、当てはまるものすべてにOをしてください。

1. 障害支援区分認定内容6. 介護保険料2. 自立支援給付の支給決定内容7. 要介護認定内容3. 地域生活支援事業の支給決定内容8. 介護保険サービスの利用状況(給付4. 自立支援給付の利用状況(給付内容)内容)5. 地域生活支援事業の利用状況(給付9. 福祉医療内容)10. その他(

)

Ⅲ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳の管理・運用方法についてお聞きします。

下記の質問について、平成29年12月1日現在の状況をお答えください。

1 システハ(専用のコンピュータープログラム)を導入して管理している。

問7. 精神障害者保健福祉手帳交付台帳の主な管理方法について、当てはまる番号 および有無に〇をしてください。

→住民基本台帳(住基)システムとの連携:あり・なし
→統計機能:あり・なし
→都道府県との情報共有:専用回線システムで連動・手動で送受信・共有なし
→現在ご使用中のシステムの会社名:(
→システムを導入した時期:平成年頃
2. システムは導入していないが、エクセルやアクセスなどの一般のソフトウエア
を用いて、パソコンで管理している。
3. 紙媒体で管理している。→今後のシステム導入予定:あり・なし

問8. 手帳交付台帳の情報更新をどのように行っていますか。

- 1. 住基システムの死亡・転出等のデータが、自動的に手帳台帳システムに反映され、情報が更新される。
- 2. 住基システムの死亡・転出等のデータは、自動的には手帳台帳システムに反映されず、手動で情報を更新している。
- 3 1と2を併用している。

4. その他(

4. 住基システムの死亡・転出等のデータを手帳台帳システムに反映させることは、 自動でも手動でも全く行っていない。

問9. <u>問7でシステムを導入している場合、</u>他の制度とのデータ連携は行っていますか、当てはまるものすべてにOをしてください。

1. 障害支援区分認定内容6. 介護保険料2. 自立支援給付の支給決定内容7. 要介護認定内容3. 地域生活支援事業の支給決定内容8. 介護保険サービスの利用状況(給付4. 自立支援給付の利用状況(給付内容)5. 地域生活支援事業の利用状況(給付内容)内容)5. 地域生活支援事業の利用状況(給付ク容)9. その他内容)(

問 10. 問 1~9 の質問がありましたら、具体的			らない場合やご覧	質問・ご意見等
下記の質問について、	平成 29 年 1 2 月 1	日現在 (の状況をお答えく	ださい。
都道府県名:	市区町村名:		人口 ()人
障害者手帳交付台帳登載	数:			
身体 ()人	知的()人	精神()人
ご回答内容について質問				
きますので、下記のご記入を	をお願いいたします。目	的以外の位	使用はいたしません	'o
ご <u>記入者名:</u>				
ご連絡先(メールアドレン				
これで調査は終了 	'となります。同封α ご協力ありがとうこ			℃ 1,

III. 研究成果の刊行に関する一覧表

学 会 等 発 表 実 績

1. 学会等における口頭・ポスター発表

発表した成果(発表題目、口	発表者氏名	発表した場所	発表した時期	国内・外
頭・ポスター発表の別)		(学会等名)		の別
障害者手帳交付台帳等の管	今橋久美子,	日本リハビリテーシ	2018-03	国内
理・運用に関する現況調査	<u>北村弥生,岩</u>	ョン連携科学会		
	谷力,飛松好			
	<u>子</u>			
Detailed statistics of	<u>Kitamura Y</u>	2017 4™	2017-11	国外
"Survey on persons with		ASIA-PACIFIC REGIONAL CONGRESS.		
difficulties in daily		Bangkok, Thai		
lives " in 2011 Japan:				
special view on				
non-registered persons with				
autistic disabilities.				
International Association				
for the Scientific Study of				
Intellectual and				
Developmental Disabilities.				
生活のしづらさなどに関する	北村弥生	日本特殊教育学会	2017-09	国内
調査の詳細統計作成: 若年発				
生の肢体不自由者の年齢別ADL				
と成人の活動				
療育手帳を持たずに発達障害	北村弥生	日本保健医療社会学	2017-06	国内
の診断がある者の実態:平成		会		
23 年生活のしづらさなどに関				
する調査(厚生労働省)				

2. 学会誌・雑誌等における論文掲載

掲載した論文 (発表題目)	発表者氏名	発表した場所	発表した時期	国内・外
		(学会誌・雑誌等名)		の別
第17回 国連障害統計に関す るワシントングループに出席 して	北村弥生	国リハニュース. 363: 9-10	2018	国内
平成23年生活のしづらさなど	北村弥生,岩谷	リハビリテーショ ン研究. 172: 32-35	2017	国内

に関する詳細統計	<u>力</u>			
障害者に関する国内の全国調 査	北村弥生	リハビリテーショ ン研究. 171:29-32	2017	国内

厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者政策総合研究事業 (身体・知的等障害分野) 「障害認定基準および障害福祉データの今後のあり方に関する研究」 平成29年 総括・分担研究報告書

発行者 飛松 好子 (研究代表者:国立障害者リハビリテーションセンター) 〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1